

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、佐藤委員、下兼委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について」

○（生活環境）管理課長

北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について御報告いたします。

令和6年広域連合議会第1回定例会が2月9日に開催され、議案として、令和6年度一般会計予算及び職員懲戒審査委員会委員の選任についての計2議案が上程され、いずれも可決、同意されました。

まず、議案第1号令和6年度一般会計予算につきましては、資料1ページに記載のとおりとなりますが、歳入歳出とも合計は27億6,374万9,000円となっております。

なお、関係市町村負担金の内訳は資料2ページになりますが、本市の負担額は、令和6年度から開始となるごみ焼却処理施設の改良工事に係る負担を含め17億395万7,000円となっております。

議案第2号職員懲戒審査委員会委員の選任につきましては、任期満了する委員の引き継ぎの選任が同意されました。

次に、広域連合事務局長報告についてですが、令和5年4月から12月までの処理施設運転状況について報告がありました。

資料3ページのごみ焼却施設につきましては、搬入量が約2万6,395トンで、前年同時期と比較して3.76%の減、焼却処理量が約2万4,596トンで5.43%の減となっております。

次に、4ページのリサイクルプラザでの搬入量は、不燃ごみが約1,864トンで前年比5.4%の減、粗大ごみが約2,082トンで前年比2.96%の減、資源物が約2,304トンで前年比3.52%の減となっております。

次に、5ページから7ページの環境監視項目については、全ての項目において法令の規制値に基づき設定している管理値を満たしているとの報告がありました。

○委員長

「第2次小樽市環境基本計画」の策定について」

○（生活環境）環境課長

第2次小樽市環境基本計画の策定について報告いたします。

第2次小樽市環境基本計画の策定につきましては、令和5年第2回定例会当委員会において、環境基本計画策定業務を委託する事業者の選定について報告しておりますが、その後の進捗状況及び次年度のスケジュールについて報告するものです。

小樽市の環境に関するアンケート調査結果概要と小樽市環境ワークショップ実施概要につきましては、事前にお配りしておりますが、本日は、第2次小樽市環境基本計画の策定についてで説明させていただきます。

資料を御覧ください。

小樽市環境基本計画は、現計画である第1次の計画が令和6年度に終了することから、第2次の計画を令和5年度、6年度の2か年で策定する予定です。

1の令和5年度の進捗状況では、令和5年6月にエヌエス環境株式会社札幌支社と、環境基本計画策定業務委託契約を締結し、10月に1回目の小樽市環境審議会を開催し、環境基本計画の位置づけや策定スケジュール、計画の基本的事項などについて協議しております。9月28日から10月30日には、市民や事業者の意見を反映することを目

的にアンケート調査を実施しており、市民アンケートでは1,800人に配布し483人が回答、回収率は26.8%。事業所アンケートでは500社に配布し164社が回答、回収率は32.8%でした。

11月18日には、広く市民の意見を反映することを目的に、小樽市環境ワークショップを開催し18名の参加があり、自然、まち、地球のテーマに対し、参加者から意見を出し合ってもらいました。アンケートやワークショップで出された主な意見や要望では、脱炭素に向けた取組が浸透しておらず意識啓発が必要である、獣害の要因となる野生生物が増加しており対策が必要である、ごみ出しルール違反等が一部で散見されており、対策が必要である、歴史的資産は保全のニーズが高く、公園や水辺は整備が必要である、水質保全や騒音対策の推進が必要である、環境学習、環境活動などの意識啓発が必要であるなどの意見が出されましたので、こうした声を参考にして計画を策定していきたいと考えております。

本年3月には2回目の小樽市環境審議会を開催し、計画の基本的な事項のほか、本市の概況や環境の現状と課題、望ましい環境像などについて完成する見込みです。計画書の議会への報告につきましては、パブリックコメントを実施する前の全体がまとまった段階で行う予定です。

次に、2の令和6年度の予定ですが、8月には3回目の小樽市環境審議会を開催し、環境基本計画の全体がまとまる予定です。9月には議会へ報告した後に10月にパブリックコメントを実施し、その後意見に対する市の考え方などを整理し、小樽市環境審議会を経て3月に完成し議会への報告を予定しております。

○委員長

「「第2期小樽市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定について」

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

第2期小樽市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について御報告します。

この計画は、令和5年第4回定例会厚生常任委員会で素案としてお示しいたしました。その後、本年1月4日から2月2日までの30日間パブリックコメントを実施し、4名の方から39件の御意見をいただき、小樽市地域福祉計画推進委員会及び関係部長会議で議論を行い、市長決裁を経て、このたび本計画として委員の皆様にお示しさせていただきます。

令和6年度から10年度までの5年間、この計画に基づき、市民の皆様、地域の団体、関係機関及び小樽市社会福祉協議会と連携しながら各施策の推進に取り組み、地域で助け合い、支え合う仕組みづくりを進めていきたいと考えております。

○委員長

「「第7期小樽市障がい福祉計画・第3期小樽市障がい児福祉計画」の策定について」

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

第7期小樽市障がい福祉計画・第3期小樽市障がい児福祉計画の策定について御報告いたします。

この計画は、令和5年第4回定例会厚生常任委員会で素案としてお示しいたしました。その後、本年1月4日から2月2日までの30日間パブリックコメントを実施し、3名の方から51件の御意見をいただいたことから、小樽市障がい児・者支援協議会及び関係部長会議で議論を行い、市長決裁を経て、このたび本計画として委員の皆様にお示しさせていただきます。

令和6年度から8年度までの3年間、この計画に基づき、関係機関と連携を図りながら、障害福祉サービスや障害児通所支援等の各種施策の推進に取り組み、障害のある人の地域生活の支援に努めてまいりたいと考えております。

○委員長

「北海道後期高齢者医療広域連合について」

○（福祉保険）保険年金課長

令和6年第1回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会について御報告いたします。

同定例会は2月13日に会期1日で開かれました。件名及び議決結果は表のとおりとなっております。

2ページ目を御覧ください。

主な議案につきまして、その概要を御説明いたします。

まず、議案第1号につきましては、現行の北海道後期高齢者医療広域連合第3次広域計画が令和5年度をもって計画期間の満了を迎えることから、令和6年度を始期とする北海道後期高齢者医療広域連合第4次広域計画を策定するものです。

議案第2号は、令和5年度の一般会計補正予算につきまして、記載のとおり所要の補正を行ったものです。

議案第3号は、令和5年度の後期高齢者医療会計補正予算につきまして、記載のとおり所要の補正を行ったものです。

議案第4号の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、令和6年度及び令和7年度における保険料率の改定、保険料の賦課限度額の変更、保険料の賦課総額の算出方法の変更、所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額の軽減判定基準の変更についての所要の改正を行うものです。

議案第5号につきましては、令和6年度の一般会計予算となっており、歳入歳出予算の総額は25億8,388万9,000円で、前年度比5億3,515万7,000円の減となっております。

議案第6号につきましては、令和6年度後期高齢者医療会計予算となっており、歳入歳出予算の総額は9,703億4,666万8,000円で、前年度比176億3,766万6,000円の増となっております。

○委員長

「小樽市国民健康保険データヘルス計画【第3期】・小樽市特定健康診査等実施計画【第4期】の策定について」

○（福祉保険）橋本主幹

小樽市国民健康保険データヘルス計画【第3期】・小樽市特定健康診査等実施計画【第4期】の策定について御報告いたします。

第4回定例会で示させていただきました計画案につきまして、1月4日より2月2日までパブリックコメントを行い2名の方から44件の御意見をいただきました。その後、小樽市国民健康保険運営協議会及び庁内関係部長会議において最終調整を実施し、このたび本計画として皆様に御報告させていただくものです。

この計画は、令和6年度から11年度までの6年間を計画期間とし、これまで別だった小樽市国民健康保険データヘルス計画と小樽市特定健康診査・特定保健指導実施計画を国の方針に従って統合し、目標や指標の設定を達成するための特定健康診査をはじめとする各事業計画について記載しております。

今後、関係機関と連携しながら、小樽市国民健康保険被保険者の健康の保持、増進の推進と医療費適正化のため、この計画を基に保険事業を進めてまいります。

○委員長

「第9期小樽市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定について」

○（福祉保険）介護保険課長

第9期小樽市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について御報告いたします。

本計画は、令和6年度から3年間の各種介護サービスの提供内容や提供見込量と、それを実施するために必要な財源としての第1号被保険者の保険料などを定めたものになります。

計画の本編はページ数が多く、また、内容も詳細で多岐にわたりますので、別途ポイントをまとめた資料を作成しましたので、それに基づき御説明いたします。

1 ページ左側を御覧ください。

初めに、計画策定の趣旨ですが、本計画期間中の令和7年には、団塊の世代が75歳以上を迎え、さらにこの先、令和22年には85歳以上人口が急増し、医療や介護のニーズがある要介護者が増加する一方で生産年齢人口の急減が見込まれることから、これまで以上に中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえ、地域包括ケアシステムの推進に向けた取組の発展、高齢者福祉の推進と市民福祉の一層の充実を目指す旨を記載しております。

本計画は、第7次小樽市総合計画を上位計画とし、小樽市地域福祉計画との調和のほか、国が示す基本指針に基づき、市が策定する関連計画である小樽市障害者計画や健康おたる21などと調和を図った内容としております。

資料の右側を御覧ください。

計画の基本的な考え方としまして、国の基本指針に示されたポイント3点を本計画の基本指針とすることを記載しております。また、日常生活圏域については第8期計画同様に4圏域を設定します。

第2章は前計画の進捗と実績を、第3章は人口推計をはじめ、本市の高齢者を取り巻く現状と課題について記載しております。

資料2ページを御覧ください。

第4章では計画の基本理念を設定しておりまして、第8期計画同様、上位計画である第7次総合計画、まちづくり六つのテーマのうちのテーマ2「市民福祉」から「誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち」を基本理念としております。計画の体系は、総合計画の中から本計画と関連性の高い高齢者福祉、地域福祉、保健衛生を抜粋しまして、それぞれにひもづけられる小施策を計画の項目と位置づけるほか、本計画独自の項目として、高齢者福祉の3と5、地域福祉の6を追加しております。

また、施策項目と主な取組について、具体的な事業内容などを記載しております。

資料3ページ、左側を御覧ください。

第5章では3年間の介護保険対象サービスの見込量を設定しております。基本的な考え方としまして、特別養護老人ホーム、老人保健施設、特定施設、グループホームなどの施設整備は行わない。施設整備を行わない中で在宅でのサービス充実のため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護の整備を予定、推計に当たっては、国のシステムを活用しまして第9期計画期間のサービスの見込量のほか、令和12年、令和22年の見込量も合わせて推計しております。

続きまして、第6章は、計画期間における給付費の見込みと保険料を記載しております。保険料段階につきましては、国が今後の介護給付費の増加を見据え、制度の持続可能性を確保する観点から、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化するとともに、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため国が定める標準段階を9段階から13段階に変更したことに伴いまして、本市の第9期計画期間の保険料段階について国の標準段階に準拠しまして13段階と設定しました。

また第9期の介護保険料基準額は、受給者数の自然増、介護報酬の増額改定、第9期計画の基盤整備等の施策などによりまして、第8期の基準月額5,990円から412円増額の6,402円と見込みますが、介護給付費準備基金の繰入れにより502円減額しまして、基準月額を5,900円とします。

最後に、第7章、給付適正化計画についてです。給付適正化事業の目的としまして、国が示した第6期介護給付適正化計画に関する指針等に基づきまして、小樽市介護給付適正化計画を定め、再編された主要の3事業を含めまして適正化事業の推進を図る旨とこれまでの実施概要等を記載しております。

なお、本年1月4日から2月2日まで計画素案についてパブリックコメントの募集を実施しましたところ、2名の方から9件の御意見がありました。2月16日開催の計画策定委員会に諮りましたが、計画への意見採択等はありませんでした。

○委員長

「小樽市健康危機対処計画」（案）について」

「小樽市感染症予防計画」の策定について」

○（保健所）鳥居塚主幹

小樽市健康危機対処計画（案）について報告いたします。

本計画につきましては、令和5年第4回定例会の当委員会において、計画の概要と策定スケジュールの変更について報告したところです。

改めまして、資料1番、計画の概要ですが、この計画は地域保健法を根拠としています。感染症の発生等の健康危機に備えた平時からの保健所、庁内体制の整備を目的としています。このため、推進体制は庁内の関係部長会議、庶務担当課長会議において協議しています。

2番、主な内容ですが、新型コロナウイルス感染症の第6波と同規模の感染症が発生した場合の業務内容と人員数を想定し、役割分担や組織体制など具体の体制整備を明確化した計画となっています。

3番、これまでの経過ですが、第4回定例会後、庶務担当課長会議、関係部長会議の協議を経て案を策定いたしました。

4番に、庁内協議により計画に反映した主なものを記載しております。

5番、今後のスケジュールですが、3月にパブリックコメントを実施し、6月に成案を目指します。第2回定例会におきまして成案の報告を予定しています。

続きまして、小樽市感染症予防計画の策定について報告いたします。

本計画につきましては、令和5年第4回定例会の当委員会において、計画案をお示しし、パブリックコメントを実施する旨の報告をしたところです。その後、令和5年12月27日から本年1月25日までの30日間パブリックコメントを実施し、2名の方から22件の御意見をいただきました。いただいた御意見の詳細は、添付資料、「小樽市感染症予防計画」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等」のとおりです。

資料一覧のうち、右端の欄に丸を記載した4件について計画に反映いたしました。

計画の対象となる感染症の種類や消毒の措置の範囲が分かりにくいという御意見に対し、巻末に関係資料を追加する、目標値に対する現状値を記載すべきとの御意見に対し、新型コロナウイルス感染症対応における実績値等を追記するなどの修正をしました。そのほかの修正は、資料4番に記載しています。

パブリックコメント実施後、第3回小樽市感染症対策協議会及び関係部長会議の審議を経て、市長決裁を完了いたしました。

今後、本計画に基づき、平時からの備え、事前対応型の取組を実践しながら、感染症対策を総合的に推進してまいります。

○委員長

「小樽市健康増進・自殺対策計画」の策定について」

○（保健所）健康増進課長

小樽市健康増進・自殺対策計画の策定について報告いたします。

資料、小樽市健康増進・自殺対策計画の策定についてを御覧ください。

小樽市健康増進・自殺対策計画につきましては、令和5年第4回定例会の当委員会において計画案をお示し、パブリックコメントを実施する旨の報告をしたところです。

その後、令和5年12月27日から本年1月25日までの30日間パブリックコメントを実施し、小樽市健康増進・自殺対策計画案に対して2名の方から10件の御意見をいただき、そのうち2件の御意見を踏まえて計画を一部修正いたしました。

いただいた御意見の詳細は資料、「小樽市健康増進・自殺対策計画」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等」のとおりですが、修正箇所につきましては、計画4ページ中央の用語説明と56ページ本文の読点をそれぞれ修正しております。

パブリックコメント実施後、庁内関係部局による庁内推進会議、外部有識者による小樽市健康増進・自殺対策計画協議会及び関係部長会議の審議を経て、市長決裁により計画が完成いたしました。

本計画では、市民の皆様の健康寿命の延伸を最終的な目標としており、平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加を目指しております。今後、本計画に基づき全ての市民の皆様が健やかで心豊かに生活でき、包括的に生きるを支え合う社会の実現を目指して、家庭、地域、福祉、学校、職域、関係団体と連携し、市民の心と体の健康づくりに向けた総合的な取組を推進してまいります。

○委員長

「新型コロナウイルスワクチン接種について」

○新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

令和5年第4回定例会以降の新型コロナウイルスワクチン接種について報告いたします。

資料を御覧ください。

まず、令和5年9月20日から開始された秋開始接種の3月10日現在の接種率につきましては、全体では本市31.3%、全国22.3%、北海道26.6%。高齢者では、本市57.5%、全国53.2%、北海道55.4%と全体及び高齢者ともに全国及び北海道より高くなっております。

なお、ワクチン接種の統計公表につきましては、国では令和6年3月末をもって終了するため、本市も同様いたします。

次に、令和6年度以降のワクチン接種についてですが、定期接種化の開始時期及び接種回数につきましては、令和6年秋に開始され、毎年度1回接種することとなっております。

接種対象者につきましては、①65歳以上の高齢者、②60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有するものとなっております。

他のワクチンとの接種間隔につきましては、現行の定期接種では、注射生ワクチン以外のワクチンにおいては、接種間隔の定めはなく、同時接種は医師が特に認めた場合に行うことができるとされており、同様となる予定です。

用いるワクチンについては、最新のWHOの推奨株を用いることを基本とし、ワクチンの開発状況等も考慮しつつ、有効性、安全性、費用対効果等を踏まえ検討されることとなっております。

ワクチンの情報、流通の見込みにつきましては、3月中旬以降に開催予定の厚生労働省の自治体説明会において示される予定となっております。

接種費用の負担につきましては、市では厚生労働省からの情報及び他市の状況を参考に検討し、必要経費について、第2回定例会において補正予算を上程させていただく予定であります。

定期接種対象者以外の方につきましては、4月以降、接種を希望する方は任意接種として全額自己負担で接種可能となります。

小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部の廃止につきましては、令和6年3月31日をもって特例臨時接種が終了となるため、小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部も同日で廃止とし4月以降はほかの定期接種と同様に保健所保健総務課が担当とさせていただきます。

市民の皆様へのお知らせにつきましては、広報おたる、市のホームページなどに掲載するとともに、対策本部に電話をかけた際には、保健所への音声案内を行うことといたします。

○委員長

「地域医療支援病院の承認について」

○（病院）患者支援センター主幹

地域医療支援病院の承認について報告いたします。

本年4月より、当院が後志圏域で初の地域医療支援病院となります。当院は基本理念である市民に信頼され、質の高い総合的医療を行う地域基幹病院を目指しております。しかし、患者の大規模病院志向の高さから、病状の程度を問わず想定以上に患者が来院し、外来の待ち時間増加や医師に過重な負担がかかっていること等が課題となっており、このままだと、医師やその他医療従事者の流出や人材不足が起こり、結果として地域の医療提供体制が維持できなくなるという懸念があり、地域基幹病院や急性期病院としての役割を十分に果たすことができなくなることが予想されました。

この課題解決には、医療機関の機能分化と連携の強化が必要であり、その解決方策として、地域医療支援病院の承認を目指しました。地域医療支援病院承認に向けた取組として、令和4年10月から消化器内科の紹介制試行を開始し、医療機関の機能分化と連携強化を図りながら、同時に市民や地域医療関係者に向けた説明会や講演、広報おたるの特集記事掲載等も行い周知を進めてまいりました。

紹介制の試行は、令和5年2月に循環器内科、呼吸器内科、眼科、令和5年7月に泌尿器科、令和6年1月に脳神経外科、心臓血管外科、外科に拡大いたしました。試行開始から1年6か月がたち紹介制の周知は進んでいるものと考えており、地域医療支援病院の承認必要要件の一つである紹介率、逆紹介率について基準を上回っており、また、その他の要件も充足しておりますことから、昨年10月、地域医療支援病院の承認申請を行い、本年2月の北海道による実地検査と、北海道医療審議会による審査を経て、3月1日付で北海道知事より承認文書が發布され、地域医療支援病院に承認されました。

今後につきましても、限りある医療資源の有効活用を図りながら、地域基幹病院、急性期病院としての役割を果たしてまいります。

次に、4月1日からの外来診療体制についてです。

別紙チラシを御覧ください。

令和5年第2回定例会の当委員会でも同様のものを用い説明いたしておりますが、まず、原則紹介制の診療科についてですが、既に紹介制を開始している8診療科については、初診の際に原則紹介状を持参していただきます。紹介状をお持ちではない場合は、地域の医療機関を紹介いたしますが、紹介状なしで受診を希望される場合は、診療費とは別に選定療養費を御負担いただきます。

次に、それ以外の診療科についてですが、紹介状がなくても受診可能ですが、紹介状なしで受診を希望される場合は、選定療養費を御負担いただきます。ただし、小児科及び形成外科につきましては、現在と同様に選定療養費の負担はなく、受診することができます。

次に、選定療養費についてです。紹介状をお持ちではない初診患者には、診療費とは別に初診時の選定療養費として、7,700円を御負担していただきます。また、当院より他の病院へ紹介した患者が御自分の判断で紹介状なく当院を再度受診した場合は、その都度、再診の選定療養費として3,300円を御負担していただきます。

次に、チラシの2枚目に、選定療養費の対象外とするものを示しております。

医療機関の裁量で対象外にできるものは最大限に適用し、可能な限り患者の負担とならないよう配慮しております。全ての診療科において、緊急性が高いと医師が判断した患者につきましては、紹介状がなくても、選定療養費の負担はございません。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第27号について」

○（こども未来）子育て支援課長

議案第27号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本条例は、リンク方式を採用しておりまして、引用する基準府令が一部改正されたことから、改正後の内容を適用させるために改正を行うものです。

なお、引用する基準府令の改正内容としましては2点ございまして、1点目は、施設の重要事項については建物内に書面で掲示することとなっておりますが、これに加えて、今後は、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないとされたこと。

2点目は、運営基準の記録の交付を定めた規定におきまして、文言の適正化が図られまして、これまでは、磁気ディスク、CD-ROM等という形で表記されておりましたが、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改められたことが改正内容となっております。

なお、施行期日は、公布の日としております。

○委員長

「議案第28号について」

○（こども未来）こども福祉課長

議案第28号小樽市さくら学園条例及び小樽市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

こちらにつきましては、現在、児童福祉法に基づく児童発達支援には、福祉型の児童発達支援と医療型児童発達支援の二つの類型がありますが、児童福祉法の一部改正により、この二つの類型が児童発達支援として一元化され、医療型児童発達支援という文言が廃止されることに伴いまして、条例上の障害児通所支援の定義規定から、医療型児童発達支援を削除するとともに、法改正に伴う引用条項の変更を行うものであります。

条例の施行期日は、令和6年4月1日となります。

○委員長

「議案第32号について」

「議案第33号について」

「議案第34号について」

○（福祉保険）洪間主幹

議案第32号小樽市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案、議案第33号小樽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第34号小樽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案について説明します。

議案第32号から第34号につきましては、国の基準省令の一部改正に伴い、改正後の基準省令のとおり適用させるとともに、事故発生時の対応に係る独自の基準を設けるほか、所要の改正を行うものであります。

○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員退室）

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、みらい、公明党、立憲・市民連合、自民党、共産党の順といたします。

みらい。

○中村（岩雄）委員

◎町内会支援について

町内会の現状についてです。

町内会の抱える問題は、令和5年1月に実施した各町内会へのアンケートからも分かるのとおり、会長などの役員の成り手不足、未加入世帯の増加、活動のための財政的な支援の必要性など多岐にわたっております。

今年度の議会でも、これまで町内会の現状や課題解決の方法についていろいろ質問してまいりました。市でも今年度、総連合町会と定期的に意見交換をしながら支援の在り方を協議してきたと伺っております。その協議の結果については、令和6年度の取組についてもいろいろと反映されてくることと思います。第4回定例会でも質問しました、連合町会補助金の在り方や防災活動、サロン活動など積極的に活動を行う町内会に対する支援も行われていくものと思っており、今後も町内会と市との連携した取組は重要なテーマであると感じておりますので、その観点から幾つか質問してまいります。

まず、市のホームページへの町内会活動の掲載についてですが、第4回定例会での質問の続きとなりますが、町内会活動の積極的な発信に向け市のホームページに掲載が試行として始まっているようですが、今後はどのように掲載情報を増やしていく予定か、お聞かせください。

○（生活環境）角澤主幹

市のホームページ等での町内会活動の発信につきましては、市民の皆様に町内会活動の重要性の認識と興味・関心を深めてもらい、町内会加入率や町内会活動参加率の向上を図る上でも必要と考えておりまして、既に掲載を始めておりますので、今後は再度、各町内会からの掲載情報を積極的に提供いただけるように市への連絡の仕方も含めて総連合町会に協力いただき、各町内会への周知を図ってまいりたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

次に、回覧物の市のホームページへの掲載の件です。

市からの回覧物を後からでも閲覧できるようにホームページに掲載すれば市民にとっても便利ではないかという質問は第4回定例会でもいたしました。その進捗状況はいかがでしょうか。

○（生活環境）角澤主幹

回覧物を後からでも閲覧できるようにするという事は、やはり、利便性の向上の一つと考えておりますので、市のホームページ上でも掲載の準備を進めたところでありまして、今後は回覧物をどの時期の分まで掲載するかといったものを整理しながら、できるだけ早い段階で掲載してまいりたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

次に、コミュニティリーダー研修についてお聞きいたします。

これは年1回、例年2月に町内会の役員を対象に開催されている研修会で、平成16年から続けてきているものと拝見しておりますが、これまでは講師を招いた講義が多かった中で、今年度は各町内会の代表者が発表され、それについて意見交換した内容と伺っております。

改めて、このたびの研修の日程や内容についてお聞かせください。

○（生活環境）角澤主幹

コミュニティリーダー研修につきましては、令和6年2月21日に実施いたしました。例年は講演形式でしたけれども、今年度は町内会には様々な課題があることから、先進的に取り組む町内会の活動を報告してもらい、今後の活動の参考にしてもらうほか、町内会同士の連携やサポートにつながるといった観点から、今回は4町内会からの活動報告をいただき、参加町内会から質疑応答を受けるといった内容で実施いたしました。

○中村（岩雄）委員

それでは、当日どれぐらいの人数の参加があったのか。また、参加者から出された主な質問はどのようなもので、それに対してどのような回答をされたのでしょうか、お聞かせください。

○（生活環境）角澤主幹

当日の参加者につきましては、町内会関係者以外にも地域包括支援センターの職員等にも参加いただき、総勢で約70名の出席がございました。

主な質疑応答としましては、町内会館でのおたるまちなか図書館の取組の報告に対して実施のきっかけを質問された際に、会館の有効活用が最初のきっかけであったといった回答がありました。また、防災活動に関する報告のときには、訓練時の消防団の参加はあったのかという質問に対しまして、報告のときの訓練での参加はありませんでしたが日頃から消防団のつながりは重要に感じるということを回答されている場面がございましたが、これに対しては、ほかの町内会の参加者からも、自分の町内会では消防団の協力を得ながら実施しているといった情報提供といったものが見られる場面もございました。

○中村（岩雄）委員

それでは、開催後に参加者からどんな感想が出ていたのでしょうか、この辺をお聞かせください。

○（生活環境）角澤主幹

これまでの講演のスタイルというのももちろんよいのですが、今回、同じような立場にいるほかの町内会の役員からの説明が聞けて、改めて自分の町内会の課題を感じつつ、参考にできる報告が聞けて情報共有の場になってよい機会になったという声もいただきました。

また、市としても事前周知の重要性を感じさせられることですが、各町内会で実施したイベントを聞きまして、さきに開催する情報があれば参加したかったといった感想が出ておりました。

○中村（岩雄）委員

大変好評であったと。

来年度以降の研修方法は、どんなイメージを持っていますか、この辺をお聞かせください。

○（生活環境）角澤主幹

この研修につきましては、総連合町会との共催ということですので、協議しながらということになりますけれども、今回は収穫の多い内容だったと感じておりますので、来年度も今回の形式をベースにして実施する方向で進めていきたいと考えております。

特に令和6年度については、総連合町会補助金の中に、町内会活動に対する支援というものも見込んでおりますので、これを活用した取組が増えれば、いろいろと報告いただける町内会の活動事例も増えるといった期待もございまして、この形で実施できれば、さらなる町内会同士の情報交換、連携につながるのではないかと考えております。

○中村（岩雄）委員

やはり、町内会はコミュニティー組織の中心となる存在ですし、地域づくりを進める上でも中心的な役割を担う組織として、市の支援も必要だと思います。そして、町内会同士の連携した取組も重要だと思いますので、ぜひ、引き続き町内会活動の活性化に向けて取り組んでいただきたいということをお願いします。

◎脱炭素の取組について

次に、脱炭素の取組についてお伺いしていきます。

地球温暖化対策は、国をはじめ北海道、他の市町村で様々な取組がされておりますが、本市では、令和3年5月に、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ小樽市を表明し、脱炭素社会の実現に向けて、生活環境及び自然環境の保全との調和を図りながら、さらなる取組を推進することとしております。

表明後の令和4年2月には、市の事務事業、いわゆる市役所を対象とする第4次小樽市温暖化対策推進実行計画

（事務事業編）を策定し、これまでソフト面の取組が中心であった計画からハード面に踏み込む計画といたしました。

また、令和5年9月には、市民や事業者も対象に加えた市域全体の計画となる小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】を策定し、再エネの導入や省エネ化の目標値のほか、市民、事業者、市の取組の方向性や取組例を掲げており、この計画に沿って取組を推進していくものと認識しています。

そこでお伺いいたしますが、令和6年度の予算では、ゼロカーボン推進事業費が計上されておりますが、どのようなことを実施するのか、お聞かせください。

○（生活環境）環境課長

ゼロカーボン推進事業で実施する内容ですが、まず、事業者向けの実施内容としましては、ゼロカーボンに関するセミナーの開催や事業者の二酸化炭素排出量の推計や削減を行う改善提案などを行う個別省エネルギー診断を予定しております。

市民向けの実施内容としましては、市民向けリーフレットの作成、それから、省エネの取組を促すことを目的に家計簿アプリを利用した二酸化炭素削減率を競うコンテストの実施、そして、間伐材を利用した木工品の製作教室を行う間伐材活用推進活動のイベントを予定しております。

○中村（岩雄）委員

市民向けリーフレットを作成するというのですが、どのように周知するのか、お聞かせください。

○（生活環境）環境課長

市民向けリーフレットにつきましては、市民の省エネへの取組を促す内容を中心に作成する予定であります、周知の手段といたしましては、新聞折り込みを予定しております。

○中村（岩雄）委員

市民向けの間伐材活用推進活動について伺いますが、このイベントの目的をお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

二酸化炭素の吸収源対策として、健全な森林を維持する重要性について学ぶことを目的としております。

○中村（岩雄）委員

期待する効果にはどのようなものがあるか、お聞かせください。

○（生活環境）環境課長

間伐の重要性、必要性や間伐材の有効利用について学ぶとともに、木工品を家庭生活の中に取り入れることができ、このような取組が二酸化炭素の吸収源の増加に寄与することを認識できるとともに、参加者を通じての広がりを期待できるものと考えております。

○中村（岩雄）委員

それでは、どうして小樽で間伐材のイベントを行うのか、その辺についてお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指すためには、二酸化炭素の排出量を削減することと森林などの吸収源の増加の両輪での取組が必要となります。間伐材のイベントは、健全な森林を維持し、二酸化炭素の吸収源の増加に寄与することを学べるイベントであり、市域全域の66%が森林である本市には意義があるものと考えております。

○中村（岩雄）委員

ゼロカーボンの達成には、もちろん市役所だけではなくて、市民や事業者の協力が必要となると思います。そのためのファーストステップとして、ゼロカーボンの取組を周知し、認知してもらうことが大切なことと考えておりますので、ぜひ、この後もしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本市での再生可能エネルギーの状況について伺います。

ゼロカーボンの達成のためには、再生可能エネルギーの導入が避けられないと認識しておりますが、小樽市への相談状況をお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

環境影響評価の手続を行っている陸上風力発電については1件、洋上風力発電につきましては11件の相談がございます。そのほかの再生可能エネルギーで、現在、具体的な手続に進む段階での相談についてはありません。

○中村（岩雄）委員

それでは、市内では、どれくらいの再生可能エネルギーが導入されているのでしょうか、この辺をお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

本年1月末時点の経済産業省のホームページで公表されている情報を基に整理したものになりますが、陸上風力では3件の4万619キロワット、洋上風力は石狩湾新港区域内に1件で9万9,990キロワット、バイオマス発電につきましては3件で2万1,790キロワット、太陽光発電は26件で9,232キロワットになります。

○中村（岩雄）委員

それでは、新たに再生可能エネルギーの導入に着手しているものがあればお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

桃内2丁目になりますが、1,750キロワットの太陽光発電が現在、建設中であります。

そして、塩谷3丁目で9,900キロワットのバイオマス発電が2か所計画されまして、準備が整い次第、住民説明会を開催すると聞いております。

○中村（岩雄）委員

再生可能エネルギーの発電事業者が市へ相談された場合に、市ではどのような対応をされているのでしょうか、お聞かせください。

○（生活環境）環境課長

事業者から相談があった場合につきましては、本市の各所管部署に係る規制・意見を集約しまして、事業者へ通知しております。

特に、その中でも環境課では、小樽市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインに沿った住民説明会を開催し、住民の理解が得られるよう丁寧な説明をするようお願いしております。

○中村（岩雄）委員

市長も掲げておりますけれども、ゼロカーボンの達成のために、再生可能エネルギーの導入が欠かせないと認識でよろしいでしょうか。

○（生活環境）環境課長

昨年9月に策定しました小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】におきまして脱炭素シナリオを示しておりますが、さらなる省エネ化を推進するとともに、太陽光発電や風力発電の導入を進めなければゼロカーボンの達成は難しいものと考えております。

○中村（岩雄）委員

ゼロカーボンシティ小樽市の表明文では、「脱炭素社会の実現に向けて、生活環境及び自然環境の保全との調和を図りながら、更なる取組を推進してまいります。」となっておりますので、住民に配慮した上で取組が推進されるようお願いいたしまして、再生可能エネルギーについての質問の項を終わります。

◎第2期小樽市地域福祉計画・地域福祉活動計画について

次に、第2期小樽市地域福祉計画・小樽市地域福祉活動計画、通称、たるたる支え愛ぷらんについてです。

第1期計画との違いについてですが、まず、第2期計画において、第1期計画から見直した点について説明して

ください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

本計画は、3年前に策定した第1期計画を引き継ぐ形で作成しており、大きな見直しというものはしておりません。計画の基本理念及び基本目標は変更せず、そのまま引き継いでいるものです。

その中で見直しをした点としましては、基本目標にぶら下がる施策は第1期計画で設定した15の施策を基本的には引き継ぎながら、分野として類似する施策、取組の数、重複する施策を整理統合し、10の施策に設定し直しました。また、各施策における現状と課題、各推進主体の取組について、時点修正及びできるだけ分かりやすい表現にするため心がけた修正などを行っております。

そのほか、令和6年度から開始する予定の重層的支援体制整備事業について、事業の概要を新たに盛り込んだものです。

○中村（岩雄）委員

本年1月から2月にかけて、パブリックコメントを実施したとのことですが、どのような意見が出されたのでしょうか。また、意見への対応はどのようになっていますか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

パブリックコメントの手続で提出された意見につきましては、4名の方から39件の意見の提出がありました。内容ですが、計画全体への意見、例えば、計画の周知の向上が必要といった意見ですとか、施策部分の構成についてなどの意見があったものです。また、第1期計画の進捗状況に対する意見、計画の基本的な考え方についての意見、この辺は、案と意見の趣旨は同様と考えられるようなものもありました。また、各施策の具体的な取組について要望的な意見。本計画というのは、取組の理念や方向性などを示すものであるため、記載している取組も例示的なもので、また、具体的な事業の位置づけをしていないことから計画書の内容は修正せず、今後の施策の案を実際に進めるに当たって参考とさせていただくような対応をしているものであります。

この意見ですとか市の考え方につきましては、市のホームページに掲載することとなっております。

○中村（岩雄）委員

それでは、計画内容の周知をどのように行っていくのか、お尋ねしていきます。

地域福祉を推進するためには、市民の方をはじめ、関係者の皆さんが今回、作成された計画の基本理念など方向性について共通認識を持つことが必要不可欠だと思います。そのためには、内容の周知、啓発が必要だと考えますが、この計画では、市民一人一人、地域、事業者や団体等、小樽市、小樽市社会福祉協議会の五つに分類して、推進主体と位置づけておりますけれども、これらの推進主体の皆さんに対しては、どのようにこの計画内容を周知していく予定なのでしょうか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

計画内容の周知につきましては、計画書のデータを市ホームページに掲載するほか、製本した計画書を市役所や駅前サービスセンターなどの窓口へ配置し、閲覧できるようにします。また、広報おたるでの紹介も考えております。

また、推進主体の方々への周知の部分なのですが、地域に位置づけされる町内会や老人クラブ等、また、事業者や団体等の方へは、計画書または配布用の概要版を送付するなどにより周知を行うことを考えております。また、総連合町会事務局等の方に協力いただいて、計画の説明をする場を設けさせていただくことも考えてみたいと思っております。

そのほか、市民に対して町内会の回覧板の活用ですとか、市の事業で行う介護予防教室などの事業実施の際ですとか、フェアなどの講演会の際に周知を図ってまいりたいと考えております。

市役所と小樽市社会福祉協議会も推進主体なのですが、市役所庁内の周知につきましては、改めて課単位

でのメール送付のほか、職場研修などの機会を設けるなど職員への周知を図って共通認識を持てるように取り組みたいと考えているものです。

○中村（岩雄）委員

それでは、今回の第2期計画策定中、計画の周知などを行う機会があったのでしょうか、この辺をお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

計画の周知の機会なのですが、あまりそういった機会を設けることがなかったのが正直なところですが、市内の社会福祉法人で構成される社会福祉法人懇話会しあわせネットワーク・おたるというものがあるのですが、こちらで本年2月7日に開催しました、「まちづくりの視点から福祉を考える」をテーマにした講演会の中で時間をいただき、その時点で素案に基づいて、私から説明を行う機会がありました。この講演会には60名ほどの参加者がいらっしまったと思います。主に福祉系のお仕事をされている方々が参加しておりました。

また、昨年11月には、小樽市社会福祉協議会と総連合町会、小樽市民生児童委員協議会、小樽市老人クラブ連合会の4団体意見交換会というものがありまして、その場でお時間をいただいて、策定中の計画について概要を説明するという機会がありました。

○中村（岩雄）委員

次に、第2期計画の進行管理について伺っていきます。

第1期計画は3か年でした。第2期計画の計画期間はどのようになっておりますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

計画期間につきましては、令和6年度から10年度までの5か年となります。

○中村（岩雄）委員

確認です。本計画に基づく取組を効果的かつ継続的に推進していくためには、進行管理をしっかり行っていくことが重要だと思います。

この進行管理はどのようにされるのでしょうか、この辺を説明してください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

進行管理につきましては、計画を作成した市と小樽市社会福祉協議会において進行管理をしていくこととなります。

計画期間の中間年には、取組に対する実績を把握し、分析等を行うこととしております。その際は、関係者や市民の意見を聞く場を設けるなど計画の達成度を評価したいと考えております。

○中村（岩雄）委員

今の御説明では、進行管理は、計画を策定した市と小樽市社会福祉協議会が行うということでしたが、外部の委員会のような組織はあるのでしょうか。また、あるとしたら、それはどのような委員で構成されるのでしょうか、その辺を説明してください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

計画の進行管理及び評価を行っていただくために、令和3年度から設置している小樽市地域福祉計画推進委員会があります。現在11名の構成となっておりまして、委員には、小樽市社会福祉協議会の職員も入っておりますが、その他、外部の委員、学識経験者、福祉関係団体、市民公募により選考された委員の方の構成となっているものです。

○中村（岩雄）委員

それでは、その小樽市地域福祉計画推進委員会の開催回数はどのような予定となっておりますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

現時点の予定でいきますと、この計画策定年については年3回ほど、その他の年度につきましては、基本的に年1回を予定としております。

○中村（岩雄）委員

◎特殊詐欺等の防止について

次に、特殊詐欺等の防止について聞いてまいります。

いわゆるオレオレ詐欺から、最近はスマートフォンを通しての巧妙な手口による特殊詐欺も増えてきており、小樽市でもその被害に遭われている方が後を絶たないというふうに聞いております。

そこで、改めてお聞きしますが、小樽市での被害状況を過去3年の推移でお聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

小樽市での被害状況につきまして小樽警察署にお聞きしましたところ、市内の被害件数と被害金額は、令和3年が5件、約450万円、令和4年が11件、約1,100万円、令和5年が5件、約1,570万円となっております。

○中村（岩雄）委員

次に、消費者被害防止策としてはどのようなことを実施しているのかをお聞きします。

市のホームページや広報おたるでの注意喚起などのほか、小樽・北しりべし消費者被害防止ネットワークによる情報提供をされているとのことですが、このネットワークの設置目的や設立年月日、メンバー、事務局について改めてお聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

小樽・北しりべし消費者被害防止ネットワークの設立目的ですが、まず、この会議の設置規約第1条にありますのは、関係機関・団体が連携して消費者に対し、消費生活に関する情報の提供及び消費者教育・啓発活動を推進するとともに適切な相談活動等を通して悪質商法などからの消費者被害防止に資することを目的とするとなっております。

設立年月日ですが、平成17年11月に小樽市消費者被害防止ネットワークとして設立されまして、平成26年7月に現在の小樽・北しりべし消費者被害防止ネットワークに名称変更しております。

メンバーですが、令和6年1月時点は76団体となっております。

構成メンバーとしましては、本市及び北後志5町村の関係部署や教育委員会、警察署、小樽市社会福祉協議会、小樽市総連合町会、札幌弁護士会、企業などとなっております。

事務局は、小樽消費者協会となっております。

○中村（岩雄）委員

それでは、消費者被害防止ネットワークでは具体的にどのような事業を行っているのかということなのですが、過去3か年の実施状況をお聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

実施状況ですが、毎年1回会議を開催しております。

内容としましては、小樽・北しりべし消費者センターへの相談事例の紹介ですとか、その年によって小樽警察署の講演、弁護士などの講演またはグループでの討議、意見交換などを行っております。ほかに、広報誌の発行といったしまして、小樽・北しりべし消費者被害防止ネットワークニュースというものを発行しておりまして、令和3年度は3回、令和4年度も3回、令和5年度は2回発行しております。

○中村（岩雄）委員

ネットワークニュースというチラシを作成し発行しているということですが、配布先と枚数、あるいはメール、紙等で、どう出しているのか、その辺をお聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

ネットワークニュースの配布先ですけれども、構成団体と関係団体等に配布しております。メールでの送付が約60件、郵送など紙での配布は約290枚と事務局である小樽消費者協会から聞いております。

○中村（岩雄）委員

いろいろな方法で注意喚起が行われておりまして、目にしたり耳にしている、それをなかなか自分事として捉えられないというような声もお聞きいたします。そこで、総連合町会では、2月に小樽警察署と財務局の職員による防犯講座を実施したとのことですが、参加者からはテレビや新聞で見聞きするより実際に消費者被害に取り組んでいる職員から生の声を聞くと身近に感じると好評を得たとのことですが、少しでも当事者意識を持ってもらうには、町内会等からの出前講座の申出など、待ちの姿勢ではなくて、逆に市から町内会や団体に講座の開催を投げてみるということが求められるのではないかと考えますが、この辺を市はどのようにお考えでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

市民の皆さんが特殊詐欺の手口とその対策について知識を得るということは、詐欺被害防止のために重要であると考えておりますので、引き続き関係機関と連携した街頭啓発や市のホームページなどを活用した周知を行っていくほか、高校や大学に加え、町内会などへ働きかけを行って、消費者トラブルを未然に防ぐことを目的として開催しております移動消費者教室で、小樽・北しりべし消費者センターに寄せられた特殊詐欺の事例を紹介するなど、引き続き周知・啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

では、今後もっと踏み込んだ取組を検討してはというふうに考えますが、この辺はどうでしょうか、お考えをお聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

先ほどの答弁でも申し上げましたが、移動消費者教室などを活用いたしまして、こちらからも働きかけを行って、引き続き周知活動に努めてまいりたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

◎ウイングベイ小樽移転後のとみおか児童館について

次に、ウイングベイ小樽移転後のとみおか児童館についてです。

来年4月をめどに保健所のほか、小樽市総合福祉センター内にある小樽市社会福祉協議会や総連合町会事務局、それから市労連事務局が移転するとのことで、小樽市総合福祉センター2階のとみおか児童館のみが残されることになりますが、そのまま運営していくのか、行く行くは他の場所への移転となるのか、お考えをお聞かせください。

○（こども未来）放課後児童課長

小樽市総合福祉センターの2階にとみおか児童館だけが残って運営を継続するということは、施設管理維持の面から困難であります。とみおか児童館は地域の子供の居場所として必要な施設と考えておりますので、今後できるだけ今の近隣の地域において、どこでどのように機能を維持していくか、早急に検討していかなければならないと考えております。

○中村（岩雄）委員

この後いろいろと検討されると思いますけれども、大切な児童館ですので、御検討方ひとつよろしく願いいたします。

◎地域医療支援病院について

次に、地域医療支援病院指定に当たって何点かお尋ねしていきます。

令和4年9月の第3回定例会におきまして、地域医療支援病院についての質問をさせていただき、今後の取組という中で、同年10月から消化器内科による紹介制の試行開始がされるとの答弁をいただいていた。

先ほどの報告において、それから約1年半をかけ、紹介制については試行を継続し、本年2月には8診療科まで順次拡大し、同時に説明会や勉強会、広報おたるの特集記事など様々な周知活動を行いながら、病院局の皆さんの努力によりまして、今回、地域医療支援病院にめでたく承認されたというふうに伺いました。

では、紹介制の試行開始後、約1年半、地域医療支援病院として承認されるまで、どのように課題を解決されてきたのか、お聞かせください。

○（病院）患者支援センター主幹

地域医療支援病院承認に向けた課題として、令和4年6月までは承認要件の一つである逆紹介率が承認要件の70%を満たせていませんでした。また、医療機関関係者に対し、機能分化と医療連携の必要性を御理解いただくのに時間を費やしたことが挙げられることと、市民の皆さんには、令和4年10月から試行を開始した紹介制から紹介状をお持ちになっていただく必要性を御理解いただくのに配慮が必要だったということが挙げられます。

解決の仕方としては、病院長を中心に逆紹介率向上に向けて病院職員の働きかけを行い、勉強会の実施、業務の洗い直し等を行い、結果として逆紹介率は向上し、紹介率と併せて承認要件をクリアすることができたものです。

また、地域の医療機関向けに、令和4年10月、11月、12月にそれぞれ小樽市内医療機関向け、余市町医療機関向け、羊蹄、岩内古宇郡、寿都医師会向けに説明会を実施し、御理解、御協力をいただけるよう依頼させていただきました。市議会議員向けの勉強会も、令和5年2月と5月の計2回実施いたしました。

また、令和5年7月には町内会長と、市との連絡会議の中でお知らせを行い、広報おたる10月号において特集記事で地域医療支援病院承認に向け、目的と取組を掲載いたしました。その他、令和5年11月には市民公開講座を開催し、その中でも病院長より、地域医療を守るためにという内容で講話を実施いたしました。

なお、公開講座の中で実施したアンケートにおいて、小樽市立病院が地域医療支援病院となることについて、約84%の方より好意的な御意見をいただき、御理解いただけているものというふうに考えております。

○中村（岩雄）委員

逆紹介率の向上について、どれだけ小樽市立病院が逆紹介しようとしても、連携する医療機関の協力がなければ、逆紹介したい患者の受皿とはなってもらえないということなので、しっかりと地域の医療機関に連携を働きかけることが必要であり、また、ふだんから連携が取れている医療機関においても、さらなる連携強化が必要であることを伝えることが重要だったのだらうと思います。

また、市民に対しましても、今まではフリーアクセスできた小樽市立病院ですが、紹介状が必要となったことについて、そもそもなぜ紹介制が必要なのか、また、なぜ地域医療支援病院の承認を目指しているのかを説明するところから始めなければならなかったと思いますけれども、それを理解してもらうために時間がかかったということだらうと思うのです。

では、そのように時間をかけて苦労しながら小樽市立病院が地域医療支援病院に承認された意義とは何でしょうか。

○（病院）患者支援センター主幹

現在、後志圏域・小樽市内では、地域の医療提供体制が維持されており、当たり前のように救急医療やがん治療などについても必要な診療がほぼ受けられている状況であると考えております。しかし、報告でもお話しさせていただきましたが、大規模病院志向の高さから、想定以上に患者が多数来院されており、この状況が続くと圏域内の救急医療やがん治療などが実施できなくなり、地域の医療提供体制が維持できなくなるという懸念がありました。当院が地域医療支援病院となり、医療機関の機能分化や連携強化が進むことによって、今後も小樽・後志圏域の地域医療提供体制の維持に貢献できるものと考えており、それが意義であるというふうに考えております。

○中村（岩雄）委員

患者としては、どういう病状であっても、やはり大切な体でありますので、大きな病院で受診できるという安心

感が欲しいのだろうと思います。確かに小樽市立病院は、患者が待合所にいつもたくさんいて、待ち時間が長いという話も見たり聞いたりしておりますけれども、しかし、それが地域医療の提供体制に影響するのだということに気づかない方もたくさんいらっしゃるのではないかと思います。今後も、医療機関の役割分担や連携強化といったことについての重要性や必要性を市民の方々に引き続き継続して説明していただければと思います。

それでは、地域医療支援病院に承認された後の効果というのは、どのようなところに現れるというふうにご考えておりますか。

○（病院）患者支援センター主幹

まず、今ほどお話のありました患者の待ち時間の短縮、そして医療従事者の負担軽減が挙げられるというふうにご考えております。

特に、医療従事者の負担軽減により、現在よりも人材流出の可能性は低減すると考えられますし、限られた医療資源を効率的に運用することによって、救急医療の充実も可能になるものというふうにご考えております。

また、紹介・逆紹介で患者数の増加も見込まれますので、これまで以上に地域の医療機関とも連携が密となって、患者の病状が変わった際にも、かかりつけ医から当院、また、その逆といったように、病状に合わせてスムーズで適切な医療が提供できるようになるものというふうにご考えております。

○中村（岩雄）委員

やはり、市民が病気になる、まず身近なかかりつけ医に通って、その結果、専門的な治療が必要とされた場合でも、医療機関の連携強化によってスムーズに高度な検査機器や治療ができる小樽市立病院を紹介してもらい、受診できる体制が取られていれば安心ですし、小樽は暮らしやすいまちだと感じてもらえることができるのだろうというふうに思います。

では、地域医療支援病院となり、地域包括ケアシステムという観点から、小樽市立病院の役割はどのようなものになっていくというふうにご考えていますか、お聞かせください。

○（病院）患者支援センター主幹

当院は、国が推進する地域包括ケアシステムの医療の分野における地域の基幹病院としての役割を担っていくものであります。これは地域医療支援病院としての役割である救急医療、病診連携、地域医療の質向上、在宅医療というところについて、それぞれ推進実施していくことにより、実現できるのではないかとというふうにご考えております。

○中村（岩雄）委員

今後も小樽市立病院が基幹病院として、地域医療提供体制の維持に貢献していかれますよう、ぜひ全力で頑張っていただきたいと思います。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

○橋本委員

◎災害時のこころのケアについて

最初に、災害時の心のケアについて質問いたします。

大きな災害が起きますと生命や財産の損害への対応とともに、心のケアという視点が重要になると考えられてお

ります。東日本大震災やこのほど起きた能登半島地震でも、日本赤十字社から、こころのケア班というものの派遣がありました。これをもってみても、いかに心のケアというのが今、重要視されているかが確認できるかと思うのです。避難所において、例えば、自殺企図などを含む緊急のメンタルヘルスのニーズというのは、発生後1週間から2週間がピークと言われていまして、この時期に日本赤十字社からも派遣があるようです。また、その後も不眠、不安など災害関連ストレス症状を訴える方が多いというのも現実にあるようです。

お聞きしますが、災害時に起こり得るであろう、心や体の一般的な反応や変化についてお示してください。

○（保健所）健康増進課長

災害時に起こり得る心や体の一般的な反応についてでございますが、心理面では、不安、いらいら、落ち込み、絶望など、身体面では、頭痛、胸痛、食欲不振、腰痛などが挙げられます。

○橋本委員

様々な症状が出るというのが理解できますが、具体的に、例えば行動に出る方、お酒の量とかたばこの量が増えたりとか、引き籠もるようになってしまったりとか、攻撃的になるような人がいたり、すぐくおしゃべりが止まらなくなったりする人もいるというふうに聞いています。そういった、ふだんと変わった行動が出る方というのは比較的、分かりやすいというふうに理解していました。

このほかに、子供に関して、体の反応や変化というのは、発達途上であるために大人とはまた違った形で出ることがあるというふうにも言われています。そのような意味で、大人よりも変化が現れやすい傾向が強いとは見えますが、子供に対しても別なアプローチが必要なのかなとも思います。

次に、衝撃的な出来事による心の傷、いわゆるトラウマですが、これがPTSD、心的外傷後ストレス障害に至ることがありますが、それに至る以前のトラウマにはどのような症状があるかを御説明ください。

○（保健所）健康増進課長

トラウマの主な症状といたしましては、フラッシュバックや夢の形で繰り返しよみがえる、一部の記憶が思い出せない、物音などで必要以上にびくっとして警戒してしまうなどの症状が考えられます。

○橋本委員

このような大規模災害では、避難所生活が長引く傾向も見られまして、その生活ストレスなどで起こり得る心の傷というものもあるかと思うのです。そのような生活の中で、二次被害に対しても支援する側にも知識として必要なことだというふうに考えます。

この二次被害とは、どのようなことにより起こり得るのか。また、二次被害を起こさないためにはどのような配慮が必要か御説明ください。

○（保健所）健康増進課長

二次被害につきましては、本人が望まないのにつらい体験を無理やり聞き出したりすることで、苦痛を感じるなどにより起こると言われております。

二次被害を起こさないためには、積極的に詳細に被害内容や反応について聞き出すようなことはせずに、本人が話そうと思ったときに、本人が大丈夫だと思える範囲内で話せるようにすることなどが大切と考えられております。

○橋本委員

では、現在、災害時のメンタルヘルスケアに関して本市で取り組んでいることなどがあればお示してください。

○（保健所）鳥居塚主幹

本市での取組ということの御質問ですが、職員に関しましては、小樽市業務継続計画の中で職員のメンタルヘルスケア体制の整備が課題であるとしています。今後、関係部局と連携しながら、職員も含めた対策を推進してまいります。

○橋本委員

災害時のメンタルヘルスケアに関しては、当然ながら支援する側、市の職員の方たちのメンタルヘルスというのも本当に重要になります。通常より業務が増えたり、また慣れない仕事をする場面も増えるというふうに想像できますので、その辺の取組というのはすごく必要だというふうに感じます。

ただ、北海道には、災害時こころのケアの手引きというものが用意されていて、その中を見ますと、支援の期間を、おおむね10年ぐらいに設定していて、その10年をフェーズ0からフェーズ5－2に分けた目安みたいなものが確認できます。

そのフェーズ2、「概ね発災4日目～2週間目」では、「支援が必要な方の早期発見・早期対応につなげ、ストレス障がい予防に努めます。」という項目が見られます。ここが先ほど申し上げたように日本赤十字社などの協力などが想定できる時期になります。被害が大きくなれば、支援する側として想定される方も当然、被災者になる。また、通常、精神疾患の方への対応をしているだけでは、人数的にもさらに多くの方が必要になる分野でもあるのかと思います。

そういったことを考えますと、平常時に、リーフレットなどメンタルヘルスケアに関しての詳しい内容が書かれた、北海道で言うと災害時こころのケアの手引きのようなものを配布したりして理解を得て、多くの方々の協力を得るということも有効ではないかとも書かれてありました。

平常時の準備ということも当然ながら必要になるのですが、北海道の手引を目安として考えた場合、こういったものを市の職員で共有していくということも必要かと思うのですが、それが可能なのか。

また、対応する職員を含めた全ての方が、被災後からすぐ、ストレスチェックリストなどを利用しながら、自身の健康状態を把握するセルフケアという考え方も必要ではないかと思いますが、お考えをお述べください。

○（保健所）鳥居塚主幹

北海道の手引ですとかセルフチェックについての御質問ですが、北海道の手引等については、職員間でまだ共有するなどはできておりませんが、平時から職員も含めた全ての方々がこうしたメンタルヘルスについての知識を持ち、災害時には自分の心の状態をセルフチェックできるということは重要と認識しております。今後、関連部局と連携しながら、必要な対策について総合的に進めてまいります。

○橋本委員

今申し上げたように、いろいろな方が理解することで、専門家だけではなく、特別な方の介入だけが心のケアではないというふうなことが理解できるのですけれども、最終的に、専門の機関へつなげるまでの手だてというのが幾重にもあるとすごくいいと思います。

他部署のことになりますけれども、本市には、避難所運営に関したマニュアルというのがありまして、その中に、メンタルヘルスケアについての知識や配慮も盛り込むなど、アウトリーチなども含めた協力などが必要な場合、共有できるような資料があることが望ましいと思うのですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

また、被災者や家族などが記入できるような健康相談問診票といったものが事前に準備されていたらよいかなと思うのですが、その辺の必要性をどのようにお考えかをお示してください。

○（保健所）鳥居塚主幹

避難所の運営マニュアル等に関しての御質問なのですが、平時から災害時のメンタルヘルスケアに備えた組織的な体制づくり、研修実施や訓練、あるいは問診票やリーフレットなどを含めた発生時のフェーズに合わせた被災者への支援の準備などは重要と認識しております。今後、関連部局と連携しながら進めてまいります。

○橋本委員

これも教育の分野なので、例として言わせていただきますけれども、能登半島地震で最初に重要視されたのが、子供の心のケアだといいます。石川県から文部科学省へスクールカウンセラーの要望がありまして、10人ほど派遣

されたということもありました。このように子供に対するケアというのは、大人より遥かにいろいろと大事な部分というのがあるのかというふうに考えますが、専門家ではない人でも、災害時の子供の保護に役立つような資料もあります。

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレンジャパンが作成した「子どものための心理的応急処置（子どものためのPFA）」という資料があります。これはとても分かりやすく、使い勝手のいい資料かなというふうにも思いました。この資料から、どのような情報が得られるのか御説明ください。

○（保健所）鳥居塚主幹

この「子どものためのPFA」というリーフレットについての御質問ですが、このリーフレットには、災害などの緊急時に子供の心を傷つけないために、周囲の人々が配慮すべき行動の原則が紹介されています。専門家だけではなく誰でも取り組める内容です。例えば、子供をよく見る、話をよく聞く、適切な支援が受けられるようサポートするなどが書かれております。

○橋本委員

大変分かりやすく使いやすいものだと思います。こういったものも併せて避難所に設置されていたりするといのかなというふうに思います。他部署との連携を図っていただけたらということだったので、ぜひ頑張って、期待していますので、取り組んでいただけたらと思います。

◎乳幼児健診について

次に、乳幼児健診についてお伺いいたします。

本市において、こども家庭センターにて相談支援機能が一本化されて、これまで以上に支援の受け漏れがないようなマネジメント機能の構築が図られるようになりました。このような中、本年より1か月健診また5歳児健診の国への市区町村への助成が始まっております。

ここでお聞きします。来年度、子供の健康診査の対象年齢をお示してください。

○（こども未来）こども家庭課長

本市が実施している乳幼児健康診査の対象年齢につきましては、4か月、10か月、1歳6か月、3歳となっております。

○橋本委員

では、乳幼児健康診査の受診率を令和4年度で構いませぬのでお示してください。

○（こども未来）こども家庭課長

本市の乳幼児健康診査の受診率ですけれども、令和4年度で4か月健診は94.8%、10か月健診は96.6%、1歳6か月健診は94.8%、3歳児健診は95.4%となっております。

○橋本委員

子供のことというのは、すごく受診率が高くて、大人もこれくらい受診して健康支援ができるといいと本当に思うのですが、やはり、子供の発達というのは、家族にとっては心配事がつきものですので、そういった結果もあってこの受診率かなというふうに理解できました。

生まれてから4か月健診までの間の対応として、現在、行っていることがあればお示してください。

○（こども未来）こども家庭課長

主な事業として、出産後に保健師や助産師が家庭を訪問して、子育ての悩みや心配などに対応する乳児家庭全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業と言っております。そのほか、母子の健康管理などの助言指導や産後の心身の休養の機会を提供する産後ケア事業などを行っております。

○橋本委員

産後ケア事業は、令和4年度から無料で受けられるようになっていると伺っております。本当に産後の母親のケ

アというのに重きが置かれている感じではあるのですけれども、非常にすばらしい事業だと思っていまして、今の母親たちは、すごく手厚く支援していただけているのだと思っております。

産後ケア事業に関して、無料になる前となった後、利用者数はどのようになっているでしょうか、お示してください。

○（こども未来）こども家庭課長

産後ケア事業につきましては、令和3年度で延べ12名、令和4年度で延べ61名、令和5年度は令和6年2月末現在ですけれども、延べ126名の方が利用されている状況となっております。

○橋本委員

無料になることで増えたのと、コロナ禍が明けてということなのかとは思いますが、大変たくさんの方が利用しているというのが分かって、成功しているというか、うまく機能しているというのが分かりました。

このように、これまでの産後ケアなどを受けた母親や保護者の方、また、赤ちゃんの心配事などの相談を聞いた受けたりすることはあるかと思うのですが、事業の中で赤ちゃんの発達などに関して、専門医などの受診につながるようなケースはありましたでしょうか。

○（こども未来）こども家庭課長

産後ケア事業などにおきまして、母子の健康に関する様々な相談を受け付けまして、また、ニーズも把握していく中で、適切な支援につなげていっております。その中で、直接的であったり、また間接的な場合も含めて、受診等につながるケースというのもございます。

○橋本委員

では、この1か月健診を仮に実施する場合、どのような内容の健診が想定されますでしょうか。

○（こども未来）こども家庭課長

1か月健診は、主に身体発育状況、それから栄養状態、疾病及び異常の有無などの項目を医療機関等において、個別に実施するということが想定されております。

○橋本委員

このような形でもし検診ができれば、専門の方にしっかり見ていただけるということ、また個別で受けられると想定されるのであれば、産後ケアと併用みたいな形で二重に取り組みると、何かと不安のある妊産婦や産後の母親たちのケアにもつながるというふうにも感じます。

次に、5歳児健診を実施する場合、どのような内容が想定されますでしょうか。

○（こども未来）こども家庭課長

5歳児の健康診査は、主に身体発育状況や栄養状態、それから精神発達の状況、言語障害の有無などの項目を保健所などの場所において、集団で実施することが想定されております。

○橋本委員

1か月健診に関しては、これまでやられている事業の産後ケア事業や、こんにちは赤ちゃん事業などで補完できるというか、こちらでもきちんと専門のところへつなげることができる状態ではあるというのは分かったのですが、この5歳児健診に関しては、取り組んでいただきたい余地がまだ確認できます。

現在、小樽市で5歳児へのチェックシートを送付しているというお話も伺っていますが、これはどのような内容なのか、御説明ください。

○（こども未来）こども家庭課長

こちらは、障害等の発見と早期療育等につなげることを目的といたしまして5歳を迎える子供がいる家庭全てにセルフチェックシートをお送りしております。御家庭で5歳児セルフチェック表に記入していただくとともに、子供の様子を振り返っていただく内容となっております。その際に気になることですか、心配していることなどが

ある場合には、こども家庭課に御相談いただきまして、必要な場合につきましては、医師や発達相談員等が行う相談等につなぐ流れとなつてございます。

○橋本委員

これは5歳児になる子供全員に送付しているものだと思うのですが、チェックシートを書いた場合、例えば心配事がない場合も、市に送り返してもらうような形になっていることで間違いないでしょうか。

○（こども未来）こども家庭課長

チェック表は、あくまでも御家庭の中でチェックしていただくものになりますので、その際に記入したときに、気になる方が御相談いただいて、その中でチェック表も一緒に確認させていただく場合があるということでございます。

○橋本委員

必要と判断した保護者が任意でという部分も多いのかというふうに思いました。さきに5歳児健診に取り組んでいるところでは、1次、2次と分けて健診を設けて、1次で受けた子供たちが、いろいろな心配事などがあつて2次健診に移行する子が2割ぐらいに達するところもあるというふうに聞いています。チェックシートなども家庭で保育をしている方への働きかけ、また関わりのきっかけになるのかとも思っています。

5歳児健診対象者で、幼稚園や保育所に通っていない子供の人数をお示してください。

○（こども未来）こども家庭課長

幼稚園、保育所に通っていない5歳児健診対象者ですけれども、令和4年度では16名と認識しております。

○橋本委員

16名が多いか少ないかという判断はつかないのですが、私は、思っていたより多かったと思います。

様々な理由で保育所、また、幼稚園に通っていないで家庭でしっかり育てていらっしゃるのだろうと思いますが、全国的にも、この4歳から就学までの空白の期間に、子供が所在不明になったりするようなこともあるというふうなことが問題になっていたり、また、虐待とかヤングケアラーなどの問題の早期発見につながる可能性というののも5歳児健診には大いにあるのかというふうに思います。

幼稚園、保育所に通っていない子供も、この案内を送るということが健診につながったり、その家庭に出向くきっかけになったりするのいいと思いますので、チェックシートの送付はしっかり取り組んでいただきたいと思います。

さらに、国立成育医療研究センターというところのお話なのですが、問題行動とか、落ち着かない、周囲とうまく関われない発達に特性のある子供たちが、小学校就学後に環境に適応できず不登校になったりすることがある。5歳児健診によって、そうした特性に気づいて、適切な支援や療育につなげるということができれば、多くの子供が通常学級でも学べるようになるというふうな研究もされています。実際に導入した自治体では、不登校が減ったという研究結果もあります。

このように就学に関わることで、教育とそちらとの連携も、もちろん必要になってくるのではないかとと思うのですが、そういった研究結果もありますので、この5歳児健診に関しては、しっかり検討していただけたらというふうに思います。

4歳児健診から就学前までの空白を埋める必要性はすごく高いなというふうに感じます。この5歳児健診の重要性に関して見解を聞かせてください。

○（こども未来）こども家庭課長

5歳児健康診査において、社会性発達の評価また発達障害等のスクリーニングなどを行うことは、乳幼児への切れ目ない母子保健を提供する上で大変重要なことというふうに考えてございます。

◎「こころのサポーター」について

次に、こころのサポーターについてお伺いします。

本日質問いたしました災害時の心のケアに関しても言えると思うのですが、たくさんの方に心のファーストエイドの知識があるということが、様々な場面で役立つのではないかと思います。私たち議員も多くの方から相談を受けることが多いのですが、本人また家庭やメンタルに不調を感じているような悩みを持っている方とお話する機会も多いので、そういう知識も必要だというふうに感じております。

重層的支援体制整備事業を構築する中で、市の職員にも、改めてこの傾聴の大切さというものを学ぶ機会として、この心のサポーター養成事業を利用し、さらにそれが市民へ波及して、いろいろな方に広がっていくといいなというふうに思います。

厚生労働省の心のサポーター養成事業とはどのようなものであるか御説明ください。

○（保健所）健康増進課長

厚生労働省の心のサポーター養成事業についてでございますが、国では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた施策を推進しておりまして、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域共生社会を目指しております。

心のサポーター養成事業とは、メンタルヘルス、鬱病や不安など、精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスを抱える家族や同僚等に対する傾聴を中心とした支援者を養成する事業のことで、令和3年度から令和5年度まではモデル事業として実施しておりまして、令和6年度から10年間で、全国で100万人のサポーターを養成するということを目標として掲げております。

○橋本委員

10年間で100万人を目指すということですので、逆に言うと、学びやすい内容なのかということも想像できるのですが、子供から大人までが対象で費用はかからないということですので、ぜひ取り組んでいけたらと思うのです。

専門のホームページ、NIPPON COCORO ACTIONでは、先ほど言っていたいた令和5年度のモデル事業で実施している自治体が30自治体あって、その中の18自治体が今後の準備を既に行っているというのが分かります。

実施自治体の開催した理由などが確認できるのですけれども、開催した理由や受講者の声が見られますので、その辺りを幾つかお示しください。

○（保健所）健康増進課長

心のサポーター養成講座を開催した自治体の開催理由につきましては、メンタルヘルスに対する住民の関心が高まっていることや地域包括ケアシステムの構築のためには、住民の理解が必要であるとの考えにより、心のサポーター養成講座を開催したというふうに聞いております。

また、受講者からは、相手に寄り添う気持ちや、注意すべきことを聞けてよかったですとか、多くの人がサポーターになればきっとよいまちになると思うという声が寄せられていると聞いてございます。

○橋本委員

実施しているところは、重要性というものが読み取れるのですけれども、どこの自治体も地域全体に広めていこうという意気込みもそこで確認できていて、非常に必要性を強く感じました。

この講座の内容が、手を止めて相手へ体を向けるとか、本当にちょっとしたコツを学ぶことができる内容になっているようなのです。傾聴のスキルを学ぶということで、当会派の白川議員が昨年に質問した、お悔やみ窓口といった窓口の業務なども含めて、傾聴というのは本当に大事なのではないかとこのように思いますので、ぜひ、市でも取り組んで、また市民の方と一緒にこういったことを学んでいけたらと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時58分

再開 午後3時25分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○下兼委員

◎ファミリーサポートセンターについて

まず、ファミリーサポートセンター事業についてお伺いいたします。

ファミリーサポートセンター、この先はファミサポと呼ばさせていただきます。ファミサポは、子育ての援助を行いたい方と、子育ての援助を受けたい方が会員となって助け合い、そして、地域の子育て支援を行う会員組織です。

ここで何点かお尋ねいたします。

まず、今年度の利用状況についてお聞きいたします。直近までの提供会員と依頼会員の人数、そして、利用件数をお示してください。また、前年度と比較してどうなっているか、お聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

直近の状況ということで、2月末時点で令和5年度と令和4年度で比較させていただきますと、まず、依頼会員は令和5年度426人、令和4年度が443人。同様に提供会員が161人に対し、昨年度150人。両方会員というのがございまして、令和5年度18人、令和4年度が21人。利用件数については、令和5年度2月末で956件、令和4年度の同じ時期の2月末で1,107件となっております。

回数自体には大きな差は見られないのですが、利用件数では、令和4年度は、保護者の短時間就労での利用というのが一番多かったのですが令和5年度については、習い事の送迎が一番多いということで、その年によって利用される方ですとか、ニーズによって違いがあるのかというふうに思っております。

○下兼委員

本当に多種多様な要望にお応えしなければならなくて大変だとは思いますが、徐々に浸透して、ファミサポに対する認知は高まっているのではないかと思います。

それでは、現状のニーズについてですが、まず、依頼会員側に関して、年齢と登録をしている子供の人数を比べたとき、ボリュームゾーンがどこにあるのか、どうなっているのか、お聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

先月末時点で登録している依頼会員の子供の合計人数が630人となっておりますけれども、その年齢構成の状況ということでお答えさせていただきますと、出生数が年々減ってきておりますので、登録している子供の数も年齢が下がるごとに右肩下りの傾向ではあります。ゼロ歳から5歳の就学前の子供の平均が約44人であるのに対して、6歳から12歳の小学生の子供が約58人。

この2月末時点の構成で推察される特徴で見ますと6歳の子供が多いと。これは小学校に上がったばかりの子供で、学校の送迎の利用があるのかと。9歳以降になると、また登録が多くなるのですが、これは高学年になるにつれ、習い事の送迎だとかで利用があるのかといったことが推察されます。

○下兼委員

そう言われてみると、確かに入学当初のときは、下校時間も早いですし、お仕事をされているお母様方には本当

に助かっていると思います。

そこから読み取れる傾向について、分かればお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

傾向と申しますと、やはり、先ほど申したようなことが考えられるのですけれども、今後、年齢構成はだんだん下がっているということでお話ししましたけれども、先ほど言った送迎というのが一番多いのかと思っております。

○下兼委員

昨年、我が会派の高橋議員が決算特別委員会でファミサポの質問をしております。預かり場所は、依頼会員の自宅が多く、保護者の仕事の都合で預けるのが理由として多いと御答弁をいただきました。中身も、先ほどおっしゃっていただいたように幼稚園、保育所の送迎や買物、あるいは病児、病後児等の面倒を見るなどもありました。このように預ける理由は、多岐にわたるため本当にファミサポも大変だと思います。

それでは、提供会員の高齢化という課題を考えると、このままでは供給側が少なくなるのではないのでしょうか。その一方で、少子化であるため、子供の絶対数も減ることで需要が減るとも考えられます。つまり、今のままだと緩やかにファミリーサポートセンター事業が縮小していく可能性があるのではないかと推察いたします。

需要のバランスに関する今後の見通しについて、本市のお考えがありましたらお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

今後の少子化によりまして、ファミリーサポートセンター事業の規模、利用者が縮小していくことも想定されますけれども、大切なのは、子供の数が減ったとしても、しっかりと依頼会員のニーズに応えるということでありますので、需給バランスに応じた提供体制の確保に努めまして、依頼会員のニーズに対応できるようにしていきたいと考えております。

○下兼委員

ぜひとも続けて頑張っていただきたいです。

正式な就労ではないため、ニーズに対して供給側が多くなるということはさほど問題ではないかとも思います。提供会員が増えることで、よりリクエストに応えやすい形をつくることにもなります。その上で、ワンオペ育児に悩む母親、アクシデントがあって子供をすぐ預けたいという方などが気軽に使ってもらえる子育ての環境の充実にもつながっていくのではないかと考えております。

それでは、提供会員を増やすための現行の取組は何かありますでしょうか、お聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

提供会員になるには、一定の講習を受ける必要があるのですが、その講習会の実施に関しまして、広報おたるやホームページに掲載しているほか、提供会の年齢層が60歳代前後の方が多いため、公共施設のほか、ドラッグストアやコンビニ、スーパーなどにもその講習会のポスターを掲示しまして会員が増えるように取り組んでいるところです。

○下兼委員

提供会員になるためには、養成講習会というのがあると今お答えいただいたのですけれども、この講習の内容、回数、そして時期など、概要が分かればお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

養成講習会ですけれども、年に2回、令和5年度は7月と11月に実施してございます。

講座の内容ですけれども、9科目で全24時間なのですけれども、国の要綱で講習のカリキュラムが決まっておりますので、そのカリキュラムにのっとって実施しております。

○下兼委員

大切な子供を預かるということは、責任もありますし、しっかりと講習された方が見ていただけるということで

安心につながると思います。

それでは、例話的に見ると、ファミサポは、子育てサービスを望む側とサービスを提供できる側をつなぐプラットフォームフォーマーでもあると思います。ウーバーイーツやマッチングアプリなどに近いスキームなので、本市の母子モの機能を拡充すれば、ファミサポにイノベーションが起こる可能性もあると思うのですけれども、御所見をいただければと思います。

○（こども未来）子育て支援課長

まず依頼会員の依頼があったときには、ファミサポにより専任のコーディネーターが提供会員を紹介するという仕組みになってございますけれども、初めて会う場合には、依頼会員が提供会員に直接電話をかけて、詳細の打合せをしていただくと。さらに、利用の前日には、援助時間ですとか子供の体調等の最終確認をしていただいております。

やはり、利用に当たりましては、体調や子供がぐずっていないかとか当日の機嫌もございまして、当日の細かい状況を、預ける側も預かる側もきちんと共有して、安心して利用できることが前提ですので、そういった部分を考えますと、なかなかアプリを使つての援助というのは難しいのかと考えております。

○下兼委員

まだまだマンパワーが必要だということです。それでも、やはり若い母親は、スマートフォンを見ながらのことが多いかと思われますので、できれば、これからそういうものも探っていただきたいと思います。

石狩市でも、ファミサポの事業が行われています。事業内容は、ほぼ小樽市と同じなのですが、石狩市子育てサポート事業として、妊娠中の方やゼロ歳の子供がいる家庭には、ファミサポを無料で40時間分利用することができるそうです。母子健康手帳の交付時に無料のスタンプカードをお渡しするという。利用期間は、母子健康手帳が交付されてから、子供の1歳の誕生日前日までだそうです。出産前からファミサポを知ってもらうにはとてもよい取組だと私は思っております。

本市でも、石狩市のような事業はお考えではないでしょうか、お聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

石狩市で行っておりますのは、小樽市と同じファミリー・サポート・センター事業のほかの事業として、石狩市子育てサポート事業として実施しているようでして、妊娠中やゼロ歳の子供がいる家庭に対して、ファミサポを40時間利用できるようにしているというふうに承知しております。

こういった制度は、利用者の利便性向上の観点では非常によい制度だとは思いますが、実施する上でのハードル、手続ですとか財政面の負担もございまして、一方で、利用が増えたことによってそれだけの提供単位を確保できるのか、石狩市へ確認しましたら、やはり利用件数が一気に増えて、その辺が非常に課題だというふうに資料に書いてございましたので、そういったことも考えられますので、石狩市の事例についても研究していきたいというふうに考えております。

○下兼委員

まだママたちの中には、ファミサポも知らない方がいるとお聞きしています。それで、市は今後もっとファミサポを知ってもらう施策、取組について何かお考えでしょうか、お聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

知ってもらうために行っている周知方法として、月に1回、アプリの母子モで、依頼会員の登録について周知しているほか、保育所ですとか、放課後児童クラブにもパンフレットを配布してございます。また、保育所の申込みに来た方とか、窓口での登録勸奨などにも力を入れているところではございますけれども、このほかにも何か効果的な取組があれば、積極的に実施していきたいというふうに考えております。

○下兼委員

仕事をしているママも、仕事をしていないママも安心して子育てができるよう、ファミサポのことをしっかりと伝えていただきたいと思います。

◎高齢者の健康寿命について

続いて、高齢者の健康寿命についてです。

健康寿命とは、介護の必要がなく、健康的に社会生活ができる期間のことです。2019年のデータでは、男性は72.68歳、女性は75.38歳。一方、平均寿命は、男性81.41歳、女性は87.45歳。この平均寿命と健康寿命の差は、健康上の問題で、日常的に制限があり自立困難な期間とも言われ、この健康寿命を延ばして、この差を縮めることが大切とされています。厚生労働省が発表した健康日本21の調査では、健康寿命を延ばすための基本的な健康づくりができていないことが分かり、睡眠、運動、食事など心がけるべき目標が設定されました。人生100年時代を迎えようとしています。人生100年と考えると、65歳以降の3分の1は、健康寿命を延ばし、健康で孤立せず、社会との関わりを持ちながら、長生きしたいと誰もが願うはずです。

ここで、私は運動についてお尋ねいたします。

初めに、地域版介護予防教室についてです。

この教室は、65歳以上の方を対象に、お住まいの近くの町内会館等で介護予防に取り組むための教室です。ボランティアである介護予防サポーターが中心となり、ストレッチや筋力トレーニング、レクリエーションなどを楽しく行っている事業です。

改めて、この地域版介護予防教室の概要と目的をお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

地域版介護予防教室なのですが、教室で実施している内容につきましては、ただいま委員のおっしゃられたとおりです。

市民ボランティアである介護予防サポーターが、それぞれの地域で自主運営することで、住民主体の地域づくりの輪を推進することを目的としておりまして、運動を中心とした健康づくり、認知症予防の効果が期待されるもので、市は対象経費に年額7万円を上限とし、2分の1の補助をしているものであります。

○下兼委員

サポーターが自主運営をしているということは、もう今まさに第2期小樽市地域福祉計画、そして小樽市地域福祉活動計画の中の施策3地域活動等への参加、推進に大いにつながっていると思っております。地域で支え合い、そして助け合える福祉の意識を持つことは本当に大切です。

それでは、サポーターの役割をお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

サポーターの役割なのですが、ボランティアとして地域版介護予防教室を自主運営するリーダーと、それをサポートするスタッフの役割を担っていただいております。

○下兼委員

それでは、サポーターの養成講座の内容などをお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

養成講座の内容なのですが、令和5年度は6月から8月にかけて、8回の講座及び地域版介護予防教室の見学を行いました。

講座の内容につきましては、運動、口腔ケア、食事など栄養に関わること、あとレクリエーション、救急救命処置などをテーマにしております。

○下兼委員

高齢者の方と一緒に楽しむのも一つなのですが、もし何かあったらということを考えて救急の勉強もされているということで安心いたしました。

市内には、現在24か所の予防教室が活動を行っておりますが、来年度、新たな予防教室が増える地域はありますか。逆に教室がなくなるというお話は聞いておりますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

令和6年度の事業助成申請受付は、これから行うところではありますが、新たに増える教室、地域の見込みというのは今のところございません。

また、これまでに二つの教室から、令和5年度で開催を終了するというお話を聞いております。

○下兼委員

サポーターや参加している方たちの感想、あと、課題点などはお聞きになっておりますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

令和5年度なのですが、24教室のうち14教室のサポーターの方に対して、教室訪問時にヒアリングという形で、課題ですとか感想をお聞きしております。

課題につきましては、講師の部分でいくと、こういったサポーターが講師役を担うという部分に負担感をお持ちになっているですとか、外部の講師を呼ぶときに、連絡とか手配の手間という部分が負担になっているようなお話を聞いたりしています。また、会場によっては、使用料がかかる部分もありまして、高いとか、地域によっては会場が狭いとか、あまり大きな音が出せないような制約といったことを気兼ねしながらという状況もあるようです。

また、事務作業は、どうしても助成金とか会費、あと会場使用料などの計算が大変ですとか、助成金の申請手续が大変だといったお声も聞いております。

教室の継続につきましては、若いリーダーに出てきてほしいですとか、サポーターの後継者がいないという部分で苦労されています。

参加者の部分につきましては、コロナ禍前と比べて減少した傾向が続いておりまして、なかなかその増加が難しいというふうにお聞きしています。男性参加者についても、教室によってはいらっしゃるのですが、参加者が少ないので、新たに男性が参加しづらいような側面もあるのかといったいろいろな生の声を聞いています。

また、令和6年度も引き続き、アンケートですとか、ヒアリングを行うことで、全ての教室の御意見を聞きながら、今後の事業の継続に向けて、課題の整理などを行いたいと考えているところです。

○下兼委員

いろいろ出てきております。本当に大切な事業だと思いますので、ぜひとも皆様の意見、そして課題を聞いて、続けていってほしいと思います。

サポーターも先ほどおっしゃっていましたが、高齢化が進んで運営が難しくなっているという教室もあると思います。やはり、町内会の協力なども必要ではないかと、場所だったり、人だったりというのもこれから考えていきたいと私自身は思っております。

この介護予防教室は、健康寿命を延ばすための一因となっています。御近所の皆様と楽しくおしゃべりし、自分に合った運動は、心にも体にも大変よいことだと思います。さらに運動を続けると筋肉の維持増強だけでなく、身体機能も上がり、転倒リスクの軽減にもつながります。今二つの教室がなくなるというお話を聞きましたけれども、できれば気軽に行けるこの地域版介護予防教室が少しでも増えることを願っております。

年を重ねて病気もせず元気に過ごしたい、そう思っている高齢者の方は今もたくさんいると思います。地域版介護予防教室のほかにも、小樽市の事業として高齢者が参加できる運動教室などがあると承知しております。市内にはどのような教室があるのか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

まず、高齢者の方を対象としている教室としましては、シニアからだづくり教室、これはスポーツクラブに委託する形の介護予防教室でございます。ここは、スポーツクラブのインストラクターが運動を指導するという形を取っております。令和5年度につきましては、フィットネスクラブ・ソプラティコ小樽、サンフィッシュスポーツクラブの2か所で、この事業の委託を受けていただいたところです。

毎年度、事業の実施者を募集しております。令和6年度は、これから決まることになります。その他、一般市民向けではあるのですが、小樽市の教育委員会が実施している水中体操教室ですとか、市民歩こう運動や、生涯学習講座の、はつらつ講座のダンスとかヨガとかの運動講座、そういった部分にも高齢者の方が参加しているということは聞いております。

○下兼委員

何か所かやっていると私もお見かけしたことがあります。

それでは、参加したい方々へ、どのような周知が行われていますでしょうか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

私で担当しているシニアからだづくり教室の部分なのですが、ここは開催期間を3クールに分けておりまして、その期間に合わせて、広報おたる5月号、8月号、11月号に、その都度、募集とか教室の案内を掲載するような形を取っております。また、その他、市のホームページで、開催の募集案内を行っているところであります。

○下兼委員

3クールもあるんですね。それでは、また行きたいと思った方は、何回でも行ける感じになりますね。

先ほどおっしゃっていただいた、市民歩こう運動もあります。やはり、歩くことは大切だと言われております。朝早くからウォーキングをされている市民や高齢者を私もよく見かけますが、雪が降った冬期間は歩くのもなかなか難しいです。ほかに、教室は知っているけれども、なかなか行くのが大変だという方もいるかと思います。

そこで、自宅で自分に合ったストレッチや体操などの指導などは行っておりますでしょうか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

まず、シニアからだづくり教室なのですが、こちらに参加された方には、それぞれの実施事業者が、自宅でもできる簡単なストレッチとか体操を紹介するようにしていただいています。また、市で、まち育てふれあいトークですとか介護予防フェアなどの際には、フレイル予防健康体操のリーフレットを配布していきまして、自分のできるような簡単なものを紹介しているような中身になっておりますので、周知といいますか、指導ではないのですが、フレイルの予防として、こういうことをやれますというような取組をしています。

このリーフレットは、市役所の窓口にも当然、配置しているものです。あと、介護予防の健康体操の動画など、コロナ禍のときに後志地域リハビリテーション広域支援センターの他職種の方たちと連携して作成したものがあまして、そういったものも市のホームページで見ただけのようなものがあります。周知としては弱いかもしれませんが、そういったことを現在やっているものです。

○下兼委員

一生懸命にやっただけありがとうございます。ただ、回覧板の中に目立つように、これをやったらいいよとか、春先は外を歩いてみないというお誘いみたいなものも一つあればいいのではないかと考えております。

健康寿命を延ばすためのポイントというのは特別なことではなく、自分のできること、できる運動を無理なく、そして続けることが必要だと思います。

本市では、ほかに健康寿命を延ばす施策などはお考えでしょうか、お聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

健康寿命を延ばす施策ということでございますが、高齢者だけの健康づくりではなくて、若年期からの取組が不

可欠であると考えてございます。

本市における施策といたしましては、今年度に策定した小樽市健康増進・自殺対策計画に基づきまして、がんなどの生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組むとともに、口腔の健康、心の健康、健康づくりにつながる食育の取組などを総合的に展開して、市民の健康寿命の延伸に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○下兼委員

余談になるのですが、実は私は2年前からゲートボールに参加をさせていただいているのです。40年ぐらい前になりますか、本当にたくさんのチームがあって、小樽市内にもゲートボールのコートがあちこちにある、そして皆さんが楽しくプレーしておりました。チーム数は減りましたが、今でも活動されている方がおります。皆さん、私よりもずっと年上なのですが、あちらが痛い、こちらが痛いと言いながらも、試合になると真剣にプレーし、そして本当に皆さん生き生きしているのです。最高齢は94歳ぐらいの女性で、ずっと座っているのですが、自分の番になるとしゃきっと立ってゲートボールをきちんと打っているのです。すばらしいなと、本当に身にしみて感じました。

健康寿命が延びるということは、医療費の削減にもつながります。高齢者が健康的になり、受診の頻度や医療への依存が減少すれば、その分だけ市の予算が確保できるようになり、市民が暮らしやすい小樽になるのではないのでしょうか。高齢者だけではなく、市民みんなが健康で、そして元気に暮らせるよう、お願いいたします。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

○佐藤委員

◎小樽市健康危機対処計画（感染症編）（案）について

まず1項目めは、小樽市健康危機対処計画(感染症編)（案）についてお尋ねいたします。

これを読みますと、保健所の職員数の確保というところでI H E A T要員という言葉が出てまいります。

このI H E A T要員とはどのような仕事を行う方でしょうか。また、どんな方がなれるのか、必要な資格についても併せてお聞かせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

I H E A T要員についての御質問ですが、I H E A T要員とは、感染症発生に際し、保健所の業務の逼迫時に、保健所の要請に応じて業務を側方支援する外部の専門職です。

主に、医師、看護師、保健師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などの資格の方です。

○佐藤委員

このI H E A T要員は北海道で登録がスタートされていると思うのですが、現在は何名ぐらい登録されているのか、お聞かせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

北海道の登録者についてですが、令和6年1月現在で175人です。

○佐藤委員

私はもう少し少ないかと思ったのですが、結構いるので、まだこれからも増えてくるような気がしまして安心いたしました。

それでは、本市では、I H E A T要員の確保の目標は3名としております。人材発掘のためにどのような方法で周知、啓発、募集する予定なのか、お聞かせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

I H E A T要員の確保についての御質問ですが、一定の専門的な知識やスキルを必要とするために、保健師や看護師などの専門職を想定しています。このため、一般の公募は予定しておりません。

○佐藤委員

そういたしましたら、本市の確保3名は、看護師、保健師という限定で確保していくということで、資格はそこに特化しているという認識で間違いないでしょうか。

○（保健所）鳥居塚主幹

この方々に限るということで、必ずということではないですが、おおむねそういった方々の想定ということになります。

○佐藤委員

I H E A T要員になるためには研修が必要です。この研修費用については、誰が負担するのか、お聞かせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

研修の費用についてですが、市が全額負担いたします。今後も新たな知識や技術を習得するなど、必要に応じて負担いたします。

○佐藤委員

それでは、保健所は、I H E A T要員や本庁等職員を対象に職員課と連携し、健康危機に関する研修、講義及び訓練を開催するという記載があります。

どのようなことを行うのか、具体的に内容や回数、方法などについてお聞かせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

研修についての御質問ですが、まず、I H E A T要員につきましては、研修内容の詳細は決まっておりますが、国や北海道が開催するウェブ研修、保健所が実施する実践訓練などを予定しています。

本庁職員につきましては、まずは保健所からの要請に対応できるように対象を選定して、年1回以上を目標に、平時から感染症全般の知識や健康危機対応の基礎などの普及啓発から始めて、段階的、計画的に実施していきたいと思います。

○佐藤委員

いろいろな感染症についての研修もこれから行っていくということですが、例えば外部の講師を招いたりといったところも含めてでしょうか。

○（保健所）鳥居塚主幹

この研修の内容につきましても、これから企画してまいります、将来的にはそういったことも検討してまいりたいと思います。

○佐藤委員

今まで、そういったことまではしたことがなかったので、これから目標を立てて計画をしていって、実際に実施していくということは大変な御苦労だと思いますけれども、以前のようなパンデミックに備えて必要なことだと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎障害者の施設外就労の支援について

次に、障害者の施設外就労について、本市の所見をお聞かせください。

昨年、第3回定例会予算特別委員会にて、我が会派の中鉢議員が、市役所の業務の中で封入作業や草刈りなど障

害者就労支援施設等でできそうなものを施設外就労として提供できないかと提言いたしました。そのときの御答弁で、各障害者就労支援施設でできるサービスについて、市役所内では十分に認知されていないことなので、発注の拡大に結びついてはいない。今後、発注機会が拡大されるよう周知を図る旨の本市の所見をお示しいただきました。

中鉢議員も庁内での周知をお願い申し上げました。市役所内ではどのような方法で認知を拡大されたのか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

障害者の就労支援施設への発注機会の拡大のための市役所内の周知でございますが、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律、いわゆる障害者優先調達推進法の規定によりまして、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定いたしまして、市内の障害者就労支援施設等から供給可能な物品や役務のリストとともに各課に周知しております。

令和5年度は4月に周知しており、令和6年度は4月中旬以降に周知の予定でございます。

○佐藤委員

例えば、お隣の札幌市では、近隣公園の清掃や草刈り業務を市内の就労移行支援事業所、就労継続支援A・B型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターなどの障害者団体と委託契約を取り交わしています。

本市ではそのようなケースはありますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

小樽市の公園関係では、障害者の就労支援事業所に委託をしている例はございませんが、水道局では、使われなくなった水道のメーターを分解する業務を就労継続支援B型の事業所に委託しているとのことでした。

○佐藤委員

今年は、災害級のどか雪により、私たちの生活に大変な影響を及ぼしました。高齢者にとって、ただでさえ雪かきというのは重労働です。中には雪かきする体力がなくて、市外から御家族が来て作業する方もいらっしゃいます。

先日お聞きしたのは、緑で自分の軒先の雪かきのついでに近所のお独り住まいの90歳代のお年寄りの家の周りもやってあげたところ、ぜひ契約してほしいとお願いされたそうです。このようなお話は珍しくなく、特に今年はあちらこちらで聞こえてきたと思います。高齢化が進む本市において、燃料の高騰で除排雪業者とも契約できなかった方もいらっしゃいます。家の周りの雪かき問題も、本市の重要な課題と考えます。

本市では、小樽市社会福祉協議会が窓口となりまして、雪かきボランティアによる福祉除雪サービス事業を行っております。このボランティア事業はいつから始めたのか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

除雪ボランティアの取りまとめを行っております小樽市社会福祉協議会に確認したところ、除雪ボランティアは平成10年頃には行っていたという記録が残ってございましたが、それ以上、正確な開始時期というものは把握できなかったところでございます。

○佐藤委員

では、この除雪ボランティアに関してなのですけれども、10年ぐらい前と比べまして、個人登録人数の増減についてお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

個人ボランティアの登録数でございますけれども、平成26年度がお二人でございました。令和5年度につきましては20人でございますので、当時と比べると18人増えているということでございます。

○佐藤委員

本市では、もっとこのボランティアを増やそうというお考えがありまして、その方法としてたるCAN!アプリ等で募集していくというふうにお聞きいたしました。

それと併せてなのですが、この障害をお持ちの方々にもお知らせし、除雪作業ができる方にはボランティアに登録していただくことはできませんでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

小樽市社会福祉協議会と話をさせていただきましたけれども、除雪ボランティアにつきましては、障害のある方、事業所も含め、様々な方法で広く周知や募集できるよう、今後、考えてまいりたいといった話を聞いてございます。

○佐藤委員

以前に比べまして、障害者就労支援施設が本市でも増えてきていると思います。以前の委員会で、障害福祉グループより、本市では身体の障害者率は減少傾向にあるものの精神的な障害をお持ちの方の割合は増加傾向にあるということを説明していただきました。それに伴い、また今後も施設が増加していくのではないかと想像されます。

札幌市のホームページを見たところ、障害のある方の就労事例集というページがありまして、そこには、実際に御本人の写真とコメントが載っております。人に感謝される喜びと生きがいについて語っていらっしゃる方が多く、皆さん生き生きと活躍されていると思います。

障害者が自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組の一つ、厚生労働省や農林水産省でも推進しております農福連携についてお聞かせいたします。この事業について、まずお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組とされております。

○佐藤委員

それでは、本市が考える農福連携のメリットとデメリットをお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

まず、メリットといたしましては、農業の面から見ますと、一つは、高齢化により、農業従事者が減少する中で、現場における働き手となることが期待されること。二つ目は、人材が確保される結果、経営規模を拡大できること。三つ目は、農地を管理し維持していくことができること。

福祉の側からのメリットとしては、一つは、障害者の働く場が確保され、そこで働く障害者の賃金、工賃の向上が期待できること。二つ目としては、障害者の体力や社会性の向上、地域との交流促進等による障害者の生活の質の向上につながることが挙げられます。

デメリットといたしましては、一つ目は、障害者の抱える特性は、人それぞれで個人差があり障害に合った適切な技術指導が求められること。二つ目としては、安定雇用の確保と技術習得でありまして、農作業は季節や天候に左右され、作業できない日もあることから、継続的に仕事の依頼がないと障害者の技術習得が難しくなったり、収入が不安定になる可能性があります。三つ目には、農業機械や農機具を使用することから、安全面の配慮が必要なこと、また、体の不自由な方にはバリアフリーへの配慮が必要なことが挙げられます。

○佐藤委員

本市でも、活動内容がその施設ごとによって違うのですが、いろいろ見ていきますと、農作業をできるよと掲げている施設が数か所あります。また、最近では、本市でも農家を営んでいる方々が高齢化してきております。

積極的にマッチングを後押ししている自治体も全国的には多くあります。本市ではどのようにお考えなのでしょうか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

本市におきましては、市内の農家数及び耕地面積ともに減少傾向にあります。就労継続支援事業所の施設外就労も、余市町など市外に出向いて行っている現状がありますので、広域的な取組等も含め、情報収集し研究していき

たいと考えております。

○佐藤委員

次に、水福連携を積極的にマッチング推進している自治体もあります。この事業についてお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

漁業者や水産加工業において、担い手不足は深刻な状況にあり、障害福祉サービス事業所と連携しながら、水産業の担い手を増やし、障害者の就労先、雇用の確保につなげるとともに、障害者が地域で活躍できる仕組みづくりを行うことで、地域の活性化を図り、地域共生社会の実現を目指すものであります。

○佐藤委員

この事業を本市で取り組むとしましたら、どのようなメリットがあると思われますか。あわせて、デメリットもあればお示しください。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

メリットとしましては、一つ目は、水産業において不足する担い手の確保につながることで、二つ目は、障害者の働く場所が確保され、賃金や工賃の拡大が期待できること。三つ目は、障害者の体力や社会性の向上、地域との交流促進等による障害者の生活の質の向上につながることで挙げられます。

デメリットといたしましては、障害特性によっては、個人により得意な作業と不得手な作業があることから、そういった特性に応じた配慮が必要なことが考えられます。

○佐藤委員

農福連携についても、それから水福連携についても、やはり、今までにはなかったような事業で、取り入れるとしても結構、大変だと思うのです。たしか、これは北海道のホームページなのですが、農福連携に限るのですが、技術支援者の派遣事業というのをやっておりまして、このコーディネーターみたいな感じでいろいろと御指導いただけるようなのです。

こういったものについては、小樽市ではお話を聞いてみようとか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

取組に当たりましては、農業者ですとか障害福祉サービス事業所、市の農林水産課との連携が必要になりますので、市内の障害者団体、障害福祉サービスを提供する事業所などで構成する小樽市障がい児・者支援協議会にも相談し、検討していきたいと思っています。

○佐藤委員

庁内でできる封入の作業ですとか、水道局では、メーターの解体に就労継続支援B型の方々にお手伝いしていただいているという話もお聞きしましたが、庁内でできるお仕事で、もしこの施設外就労でお願いできることがあったら使っていただきたいと思います。また、本当にしつこいようで申し訳ないのですが、農福連携、水福連携がもし小樽市でもできそうだと思いますら、推進していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○酒井委員

◎保育士の配置基準について

まず伺いたいのが、保育士の配置基準の改善についてであります。

第4回定例会でも、私がこの問題を取り上げまして、75年間一度も改善されていなかった4、5歳児の保育士の配置基準について改善が見込まれるということが既に発表されているわけでありまして。その中身については30対1だったものが25対1、この配置基準を改善するというものでありました。

これについては、実は、以前は、基準自体を改正するという形ではなくて加算措置をするというものでありました。それが今回のこども未来戦略によって、配置基準自体の改正が明記されたというわけでありまして、これ自体は喜ばしいことだと第4回定例会の当委員会の中で私は申し上げたという記憶がございます。

ただ一方で、これが本当に実現できるのかということも懸念されると私はそのときに申し上げておりましたけれども、実際のところはどうなのか。例えば、小樽市以外の私立の保育所、それから、認定こども園では、こういった30対1が25対1に改善される見込みはあるのかどうか、まずそういった情報について小樽市でつかまれているのかどうか、これを最初に伺いたいと思います。

○（こども未来）子育て支援課長

配置基準見直しに関してなのですが、小樽市もほかの自治体も、北海道の条例で基準が示される場所ですが、道も条例の中身について今、検討中ということで、いつからだとかというのは、はっきり聞いていないところです。

民間の状況なのですが、園長会の集まりのときにそういったお話にも当然ありますので、その配置基準が見直されるのはいいことだけでも、現行の保育士不足の状況を鑑みますと、基準は見直されたはいいけれども、そのとおり確保できるのかどうかというのは、皆さん少し懸念しているといった声は聞いております。

○酒井委員

ということは、小樽市の保育所についても、新年度から職員配置基準が見直されるということではないということとで理解してよろしいのかどうか伺います。

○（こども未来）子育て支援課長

市においても、北海道の条例の中身を待っている段階ですので、新年度からというのは今申し上げられません。

○酒井委員

基準については、当分の間という経過措置が設けられたということがありまして、実際にそれが、いつ改善されるのかということについて、なかなかはっきりと見通せないというような中身になっている。それが私は問題ではないかと思っています。

この職員配置基準については、75年間かけて、やっと見直されたということでもありますから、私は一刻も早く配置基準を変えていくべきだと思いますけれども、今の実態はどうなのかということです。例えば、民間の保育所などでは、最低基準の30対1ではなくて、事故防止のためにもう少し配置しているということもありますし、そうではなくて、ぎりぎりのところで配置しているところもあると思います。

そういった状況は、小樽市としては具体的につかまれているということでよろしいのかどうか、確認したいというふうに思います。

○（こども未来）子育て支援課長

民間の施設の配置状況ですが、その施設に入っている子供の数にもよりますし、それぞれの子供で、この子には手厚くして配置しなくてはいけないといった個々の状況もございますので、確保できている施設もあれば、今おっしゃったように必要数を確保できていないところもあるというのが現状かと思います。

○酒井委員

ぜひ進めていただきたいと思うのですが、その一方で、公立保育所の問題であります。

こちらについては、交付税措置ということもあって、市町村によって差が生まれるのではないかという指摘はあるわけでありますけれども、小樽市での実態ではいかがでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

公立保育所での保育士の充足率の状況で申しますと、なかなか近年は募集をかけても応募がないというのが常態化しておりますので、厳しい状況には変わりございません。

○酒井委員

基準自体が変わっても、なかなか人がいないという、本当にこれは大きな問題だというふうに思います。

ところで、この経過措置については、いつまでできるのかという問題があるのですけれども、この北海道の基準というお話がありましたけれども、全く見込みがないという話なのか、例えば来年、再来年ぐらいにはできるのでなかろうかという幾らかの希望があるものなのか、そういった情報については、小樽市では何かつかんでいらっしゃいますか。

○（こども未来）子育て支援課長

国の情報というか、いろいろな資料を見ても、いつからかというのは明確にないものですから、今日、北海道に確認したのですが、新しい配置基準については、保育所によって保育の提供に支障を及ぼす場合については当面の間、このままでもいいと。ただ、そうではない場合については、1年間経過した後は、この新しい基準でいけますという見解が示されています。ただ、その支障を及ぼす場合というのがどの程度なのか、当面の間というものがある期間のことを言っているのか、まだその辺の詳細は分かっておりません。

○酒井委員

来年には、北海道から何か示されると期待はしたいというふうに思うのです。ただ、それもどうなるか分からないことはあるのですけれども、私は少し期待したいというふうに思っております。

もう一つが、現在、加算措置で行われております3歳児の配置基準も20対1のものが15対1に改善されたことであります。それから、1歳児についても配置基準を改正するかどうかも含めて、加速化プラン期間中の早期に改善を進めるという形で、こども未来戦略の中に示されたわけでありますけれども、これについて何か新しい情報などをつかんでいけば、お示しになれるでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

3歳と4歳、5歳の配置基準についての見直しについては先ほどお話ししたとおりなのですが、1歳に關しての配置基準見直しについては、特に情報はつかんでおりません。

○酒井委員

一応、こども未来戦略の中に示されただけでも私は少し前進なのかと。あとは、これを実効のあるものにしていく。加算措置ではなくて、基準自体を改正させていく、当分の間というものを外させていくという、一步一步進むような形でやっていくしかないのかと。ただ、そうしなければ、今の子育て・保育環境というものをしっかり向上させていくということにならないというふうに思います。ぜひとも小樽市としてもそういった情報をしっかりつかんで、機敏に対応していただければというふうに思います。

◎保育士の処遇改善について

次に、保育士の処遇改善について伺います。

この保育士の処遇改善について、民間保育所の賃金の公定価格を引き上げるという形で賃上げを実施してきたというふうにされております。しかしながら、この賃上げについて、手当の支給に回されることが多く、基本給の引上げにはつながっていないという報道なども示されています。

小樽市として、民間保育所の処遇についてどのように把握されているのか、お伺いしたいと思います。

○（こども未来）子育て支援課長

処遇改善で3%、月額9,000円程度の賃上げということで、令和4年2月から実施されてございます。現在は、処遇改善等加算として措置されているわけですが、この加算を受ける上で条件がございまして、加算による賃金改善分は、ボーナスなどの一時的に支給されるもので支払うのではなくて、その3分の2以上は基本給と毎月支払われる手当の引上げによるものであることが必要となっております。

こちらでも、各民間施設がどのような形で、職員に賃金を払っているかと毎月確認しているのですが、全てではございませんが、先ほどお話ししたとおり一定程度は基本給の引上げにはつながっているものと考えてございます。

○酒井委員

一定程度改善されていると言っておりますけれども、先ほど保育士の募集をしても成り手がいないという話がありましたけれども、やはり、ほかの産業と比べても極めて賃金が低いことが一番の原因だと思っております。聞くところによりますと全産業平均から比べると5万円も低いのだという形であります。

やはり、こうした保育士の賃金について抜本的に上げていくということを求めていくということが私は必要ではないかと思いますが、小樽市として、保育士の低賃金についてどのような認識をお持ちなのか、お伺いいたします。

○（こども未来）子育て支援課長

保育士の賃金が低いということは、保育士不足の要因としても言われている部分でございます。一方で、賃上げについては、各自治体で全国的な保育士不足の課題に向けて取り組んでおりますけれども、基本的には、この処遇改善というのは、国で根本的な見直しをしてもらいたいというふうに考えておりまして、先ほどお話しにありました配置基準の見直しと処遇の改善について、実効性のある取組に必要な財源を確保してくださいということで、これまでも北海道市長会を通じて国に要望しているところでございますので、引き続き、そういったことの解決が図れるよう要望していきたいというふうに考えております。

○酒井委員

◎放課後児童クラブについて

次に、放課後児童クラブについてお伺いしたいと思います。

放課後児童クラブについて、第4回定例会予算特別委員会で私が質問いたしまして、実態を紹介しましたところ、どのような考えをしているのか、また、保護者の実態をどのように把握されているのか、また、いつまでに考え方を示されるのか、改善してほしいと思うがどうかという質問に対して、実際には様々な課題はある。いつまでにとことはなかなか示すことはできないけれども、アンケートなどに要望、要求があることは知っているから、改善はしていきたいという話でありました。

私はこれを聞いて、てっきり4月から放課後児童クラブで時間延長をやられるのだと思いましたけれども、実態としてはどうなっているのでしょうか。

○（こども未来）放課後児童課長

放課後児童クラブの時間延長につきましては、第4回定例会でお答えさせていただいたとおり、ニーズがあっても必要だということではあるのですが、令和6年度の実施ということは至らず、令和7年度に向けて実施できるように進めているところです。

○酒井委員

今年がならないというのは、私は残念と言うつもりは全然ないのです。といいますのも、私がお話ししているのは、インターネットでお話を聞いたとか、もしくは新聞報道で知ったという話ではなくて、実際にその方の顔と名前がある、小樽市に在住している父親、母親から、来年、朝里小学校に入学するのだけれどもと持ちかけられた話だったのです。私の子供も小学校1年生ですから、下の学年になるのですねと話しながら伺いました。

放課後児童クラブが時間延長できない形になったら、どうすればいいですか。

○（こども未来）放課後児童課長

今、ニーズがあることに関してお応えできていないということは、大変、市民の皆さんに申し訳ないとは思っておりますけれども、とにかく少しでも早く実現したいという思いで取り組んでおります。

実際に利用しないと困る、延長がないと困るという方につきましては、現状ではファミリーサポートセンターですとかの制度を利用いただくということで、御不便をおかけしていると認識はしております。

○酒井委員

一つ例を出しましょうか。実際にその方が特定されては困るので、職業などは違う形で言います。例えば、母親は看護師で働いている、父親は小樽市役所で働いている。父親が迎えに行かなくてはならないという形で、残業などがない、比較的、定時に帰れる部署に就いている場合、バスで新光2丁目でしょうか、朝里中学校前でしょうか、どちらかで降りと思うのですけれども、迎えに行くという場合に、実際に放課後児童クラブに間に合うかどうかというのは、予想できますか。

○（こども未来）放課後児童課長

バスの時間にもよるかと思いますが、市の職員であっても勤務が終わってすぐ迎えに行くというのは、かなりぎりぎりなのかと思います。

○酒井委員

いや、ぎりぎりではなくて今のバスのダイヤを見ましたら、そんな職場はないと思うのだけれども、ミュージックが流れてから、ダッシュで帰って、そのままバス停に行ってバスに乗ったとしても絶対に間に合わないのです。普通だったら、仕事が終わった後も、ある程度まとめながらで、5分、10分ぐらいの時間の余裕を見なくてはと思うのですけれども、それでも絶対に間に合わないという形であつたら、本当にこのままだったら、仕事を辞めなければならないという事態になると思うのです。

そういう困っているということについて、小樽市としては、ファミリーサポートセンターを使えば何とかなると本当に思いますか。

○（こども未来）放課後児童課長

ファミリーサポートセンターの制度を利用すると、やはり負担もございますので、何とかそういった御不便がないようにということで、遅れてはいるのですけれども、とにかく時間延長ということを絶対に進めなければならないというふうに思っております。

○酒井委員

私もファミリーサポートセンターを利用させていただいたことがあるのです。それはさらに利用料金がかかります。だから、それを毎回利用されるという形になったら、どれだけ負担なのかというのは分からないのですけれども、かなりの負担だと思いませんか。

○（こども未来）放課後児童課長

毎日利用する場合には、やはり経済的な負担というのは相当なものが生じるのではないかと認識しています。

○酒井委員

子育て世代というのは、それほど年齢が高くない方が多いです。若い方が多いわけです。若い方ということになると、収入も共働きといいながらも、そんなに多くはない。マイホームなども将来に買いたいと思う方は、それに対しての貯蓄もしなくてはならないという方もいますし、そうではなくて、実際にマイホームを持っている方だったら住宅ローンの返済などもあって、生活は必ずしも豊かなわけではないのです。そういった方にしっかりと寄り添うということが私は必要なのではないかと思います。迫市長の公約の中で、子育てに関して言えば、切れ目ない子育て施策というフレーズに近いようなものもあつたと記憶していますけれども、それに照らしても、私は問題があるのではないかと思います。

例えば、確実に困っていることが分かっている朝里小学校に関しては、年度途中でやれないかどうかということも含めて、私は最大限の努力をしてほしいと思う。公平性から考えれば、小樽市内全部の放課後児童クラブで時間延長を実施するというのが一番望ましいと思うのだけれども、そうではなくても、ぎりぎりまで、仕事を辞めるかどうかまで迫られているような方たちがいるわけですから、年度途中でできないかどうかも含めて、やはり考えていただきたいと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○こども未来部長

今回、放課後児童クラブの時間延長について、いろいろと御質問をいただきまして、おっしゃられている意味合いも、それから必要性についても十分認識しております。

先ほど子育て世帯の御負担のお話もされておりましたが、やはり、我々としても子育て世帯のいろいろな負担の軽減に向けて、これから進めていかなければならないということで様々な課題も多いということも認識しております。その課題を一つ一つ解決していくことを考えたときに、まず令和6年度に向けては、ほかの事業もそうですけれども、引き続き経済負担の軽減に向けて進めていこうということで、今回、放課後児童クラブ利用手数料の無償化をしたわけであります。

その中で、やはり、開設時間の延長も議論としてあったのですが、開設時間の延長を進めるには、働く支援員の勤務時間が延びたりとか、2人体制を組まなければならないとか勤務体制の変更を伴うものですから、そこは支援員も130人以上おりますので、そうした方との調整も非常に時間を要するということもありますので、まずは、子育て世帯の経済的負担を令和6年度に向けて優先させていただいて、開設時間の延長について検討を進める、それから、関係職員にも理解を求めていくということを進めながら、令和7年度から実施してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたい。

それから、ある一つの地区の学校だけでもというお話につきましては、これは小樽市が提供する放課後児童クラブという事業ですので、できれば開設時間の延長は、その地区に限らずいろいろなところからも要望が上がっておりますので、全市的に一律で改善していけるように進めていきたいと考えております。

○酒井委員

大分問題だというふうに思います。ますます小樽市が選ばれないまちになっていく。放課後児童クラブ無償化というのは大変喜ばしいことではあるけれども、金額的なものからいえば、それほど大きなインパクトがあるわけではない。むしろ、それよりも、近隣の自治体と比べて、時間の延長をやっていないということで、これでは預けられないという形で去っていく。私は、こういった事例を何個も聞いているのです。そのたびに私は申し訳ないと思いつつも、引っ越しされていった方は1家族、2家族ではすまないです、本当に札幌市に行ってしまった方ですとか、石狩市に転出された方ですとか。小樽市に住み続けるだろうと思っていただけれども、その方たちが口をそろえてお話をされるのは、小樽市は子育てがしづらいというものでありました。

令和7年度ということでは言っていましたけれども、私は、それまでにどれだけの小樽市民が転出するのかということが本当に心配でならないというふうに思います。それから、年度途中でやることについては考えていないという話でありましたけれども、その方がどういう選択をされるのか、毎回ファミサポを利用させるという非常に現実味がないことをやる形になるのか、もしくは、父親か母親が仕事を辞めて時間的に余裕がある仕事に就く形になるのか、どちらにしても小樽市にいいイメージは持たないと思います。非常に私は残念に思いました。

◎看護師確保策について

次に、看護師確保策についてお伺いいたします。

この看護師の確保につきましては、新しく医療法人が看護師を確保するという話でありましたけれども、これが一度、断ち切るようになったという話でありましたけれども、一体どのような事態でそういうことになったのか説明していただけますでしょうか。

○（保健所）次長

看護学校設置に向けて検討協議会を設立して検討してきました。御存じのとおり、最初、ウイングベイ小樽に新たな看護学校を設置するということで検討を進めてきたのですが、クリアすべき諸課題がいろいろと明らかになって、それを解決するのに時間もかかると。そして、ウイングベイ小樽側も経営再建中の施設ですから、やはり、看護学校が入居するのかもしれないのか早く決めていただかないと今後の経営計画にも差し障りがあると、まずそれがありませんでした。

そしてその後、運営法人側で新しく設立する病院に看護学校を併設するという案が出されたのですが、それについても資金的な問題ですとか、あるいは新築以外の方法、既存の施設で代替施設などでやるという方法も模索したのですが、適地がないということで、看護学校の設置を諦めるということになりました。

○酒井委員

看護学校は諦める形でありますけれども、看護学校ができないという形になってしまえば、小樽市の看護師の数は一体どうなるのかと思うのですが、そういった看護学校が設立されないとしても、小樽市の看護師の数というのは、充足されるというふうにお考えかどうか伺います。

○（保健所）保健総務課長

現在あります小樽看護専門学校につきましては、令和7年度の卒業生をもって閉校となります。翌年度以降は、市内での看護師を輩出する学校は、小樽市立高等看護学院の1校だけとなるところでございます。

また、小樽看護専門学校は、働きながら通えるという学校でございましたので、そういった学校の設置を望んでいた方の期待に沿えなくなったことも非常に残念で懸念として感じております。

御質問の看護師が確保できるかどうかという点につきましては、現時点では、はっきりとお示しできるものは持ち合わせておりませんが、令和6年度から、小樽市看護職員確保対策協議会というものを新たに設置いたしまして、構成する団体の方と一緒に知恵を絞って、幅広く検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○酒井委員

協議会の中で、これからのことを考えられるというふうに思います。

ところで、報道では、看護師確保策について小樽市立高等看護学院の定員を増やすということも一つの方策としてあるのではないかとという形で出されていましたが、これについての認識はどうでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

今後、小樽市立高等看護学院の定員の拡充を検討するといった一部新聞報道がございましたが、現時点ではこれにつきましては具体的なものはまだありませんので、お示しするものはございません。

そういった案も含めまして、新卒者の確保、既卒者の掘り起こし、そして、現在就労している方の離職防止といった観点から、これから協議会の中で検討していきたいと考えています。

○酒井委員

私自身は、小樽市立高等看護学院の定員増を行うことによって、直ちに小樽市内の看護師が充足されるとは必ずしも思っていないのです。といいますのも、この小樽市立高等看護学院は、主に新卒者が多いということもあって一定程度は地元に着定するけれども、それ以外については、道内もしくは道外また進学という形も様々あるからであります。

ところで、保健所としては、こうした小樽市立高等看護学院の定員増という形であれば、看護師が確保できる可能性はあるという考えなのか、それとも、それも含めてという考えなのか、保健所の考えを伺います。

○（保健所）保健総務課長

地元の定着率ということでございますが、御指摘のとおり若者の看護職の定着率というのは問題になっていることは認識しておりますが、私どもも一つの対策だけで全ての市内の看護師不足を解消できるというのは難しいとい

うふうに考えています。いろいろな案を組み合わせまして、小樽市内の医療機関での看護職としての就労を選択していただけるようなことができないか、先ほども出ていましたが、小樽市を選んでもらうという動機づけが重要になってくるのかと思っています。

定員を増やして人数を増やしたとしても、一方で離職する看護職が減らなければ全体の不足数というのは変わりませんので、そういうことも含めまして、様々な観点から意見を頂戴して、実効性の高い対策案を今後、検討していきたいと考えています。

○酒井委員

働きながら学べる学校というのが、一番、小樽市としてはニーズが高いかと思います。ぜひとも、しっかりと議論をしていただいて、看護師確保をしていただければと思います。

◎地域医療支援病院について

最後に、地域医療支援病院についてお伺いいたします。

これは以前からも慎重であらなければならないという話でありました。

まずお伺いしたいのが、今回の地域医療支援病院をつくることによって、収支の改善につながるのかという問題がありますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○（病院）事務課長

収支改善につながるのかという点ですが、地域医療支援病院になることで入院時の診療報酬に加算される分というのはあります。一方、紹介制となることで外来患者が減るということも想定できますので、必ずしも収支改善につながるのかという点では、分からないといったところがあると思います。

○酒井委員

地域医療支援病院導入に当たって、医師の負担を軽減するという話がありましたけれども、具体的にはどのようなことが行われるのでしょうか。

○（病院）患者支援センター主幹

まず、紹介制を今、試行しているところではありますけれども、これが進んでいけば外来患者の低減が見込まれる。それによって負担軽減につながるというふうに考えております。

○酒井委員

それでは、今回、進められたわけでありますけれども、今後において紹介制の診療科を増やすというお考えはあるのかどうか、お伺いします。

○（病院）患者支援センター主幹

地域医療支援病院は、原則紹介外来制を実施するものでありますので、紹介制の診療科を増やしていくということにはなろうかと思いますが、もちろん地域状況を勘案しながら順次、進めていくということになっております。

○酒井委員

先ほどの中村岩雄委員の質問に対して、外来の待ち時間が減るのだという話がありましたけれども、上に書いている原則紹介制の診療科を見ますと、それほど待ち時間が長いような科ではないと思うのですが、本当に待ち時間が減るという形になるのでしょうか。

○（病院）患者支援センター主幹

実態としても、紹介制が始まる前から、例えば消化器内科外来でありますとか、紹介制が進んでいたところを最初に試行していたところでもあります。それ以降も、紹介率の高い診療科もございましたが、やはり紹介制を進めていくことによって待ち時間は低減しているものというふうに認識しております。

○酒井委員

それでは、市立札幌病院との違いです。市立札幌病院では、原則、紹介制のものというのは、紹介状なしで受診

はできないと。一方で、それ以外の診療科については紹介状がなくても受診可能だけれども選定療養費をいただきますという形で、言ってみれば、門前払いなのです。

でも、こちらの場合の、今回の地域医療支援病院のチラシを見ましたら、原則紹介状を御持参願いますといっていますけれども、選定療養費を御負担いただきますと書かれていました。これだと7,700円を払えば診られるのではないかなと思うのですが、これはどういうふうに理解すればよろしいですか。

○（病院）患者支援センター主幹

原則、紹介制の診療科については、紹介状がなければ基本として他院を紹介いたします。それ以外の診療科については紹介状がなくても診療を拒むものではなく、選定療養費の説明をさせていただき、御理解していただいた上で受診していただく、または他院を紹介するという違いとなりますが、原則、紹介制の診療科におきましても、これもあくまでも医師の判断によるものというふうに考えております。

診療可能と判断した場合は、選定療養費を負担していただいて受診していただくことができるという市立札幌病院とは少し違う形にはなっております。

○酒井委員

すっきりしないですね。例えば、私が、脳神経外科でどうしても受診したいのでさせてくれないかという。いや、これは原則紹介制なので紹介状をお持ちではない方には、別の脳神経外科を紹介することになりますと。いや、私はどうしてもこの小樽市立病院の脳神経外科に受診したいのだ、選定療養費を払ってもいい、受けさせてくれないかと言ったら、その場合は受けられるということですか。

○（病院）患者支援センター次長

市立札幌病院のように機械的に分けるのではなくて、どうしても受診したいということであれば、それなりの症状があると思います。そういった中で、医師が、その症状なら万が一のことがあるから一応、診察しますといった中で、例えば、全然問題なかったとなれば、それは選定療養費の対象になってくる可能性があるという考え方になります。

○酒井委員

次に、今回の地域医療支援病院に当たって、患者から選ばれるようにしなければならないというふうに思います。常々リハビリテーションのことについて伺っていますけれども、現在のスタッフについては充足しているというお考えかどうか伺います。

○（病院）事務課長

リハビリのお話ですけれども、理学療法士といたしましては、小樽市立病院の定員は11人となっております。こちら、職員数の基準というものはありませんので、現在は加算を取るために必要な定数を配置しておりまして、不足している状況にはないと考えております。

○酒井委員

それでは、外部からのリハビリといいますか、他の小樽市立病院以外の病院にかかっていて、退院になったけれども、やはり、リハビリが必要だという場合、選定療養費なしに受けられるかどうか伺います。

○（病院）事務課長

リハビリを受けられるかということですが、最初からリハビリだけを受けるということではできませんので、例えば、整形外科が担当の症状ということであれば、整形外科を受診して、その結果、リハビリが必要かどうかの判断になるというふうに考えております。

○酒井委員

先ほどリハビリのスタッフについては、充足されているというお話でありました。現在、小樽市立病院に入院されていて、その後、退院となったけれども、さらにリハビリが必要だろうという場合、整形外科分野では受け入れ

ていると聞きました。

それでは、脳神経外科分野でのリハビリというものはやっているかどうか、お伺いいたします。

○（病院）事務課長

脳神経外科では、そのようなリハビリはやってございません。

○酒井委員

やっていないという話なのです。脳神経外科という分野においては、麻痺が残ったりして、そのままだったら生活がなかなか難しいという形になってくる。だからこそ、リハビリテーションなどを通じて生活ができることをやっていかなければならない。

ただ、その一方で、数は充足しているのだと。実際にはどうかといいますと、整形外科分野でのリハビリについては受け入れているけれども、脳神経外科分野でのリハビリについては断らざるを得ないという状況なのです。

これで本当に充足しているのかと私は思います。こういった脳神経外科分野でのリハビリが必要な方はどこの病院に行くかとなりますと、小樽市内でいえば札幌病院が脳神経外科分野でのリハビリをやっている病院ですから、そこまで行かなければならないのか。そうなったら、家族の負担といったら物すごく大変です。急性期病院なのだから、そういった病気でなければ、もう退院というのは当たり前ですけれども、それだけで済まないという家族側の状況があるわけです。実際にそういったリハビリテーションなどを行っていけば、生活する中でも本当に堅調に回復されていくというのは見えてくることがあります。

私は、患者に選ばれる病院としてやっていくという形であれば、こういった脳神経外科分野でのリハビリもしっかりと受けられる、お任せくださいと、小樽市立病院では患者を追い出すようなことはしませんと、きちんと最後まで面倒を見ますというような病院にしていくことを目指すべきではないか、そういうことを検討し始めるべきではないかと思いますが、最後にそのことを伺って、質問を終わります。

○（病院）事務部長

委員がおっしゃるように、考え方としては、急性期の病院以外の部分も市民のためにやっていったほうがいいのではないかなというようにことだと思いますけれども、やはり、当院は地域の基幹病院としての役割を果たしていかなければならないというふうに考えております。それが、地域にとって必要な病院になることが使命だというふうにも考えているところです。

そうした観点から考えますと、リハビリについては、患者が慢性期のリハビリを必要とするという部分では、当院を選ぶ選択肢の一つになろうかとは思いますが、必ずしもうちが回復期の病院ではありませんので、急性期もやりながら回復期もと、そこまでウイングを広げた状態で病院経営をすることは、なかなかできないところです。

地域医療支援病院になるということは、地域との医療機関との役割分担をして、機能分化をして連携するということがありますので、その分野については、機能分化をして連携しながら、医療を提供する。それが今のところ、我々の担っていかなければならない役割だと考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後5時05分

再開 午後5時25分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○酒井委員

日本共産党を代表して、陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について、陳情第6号加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について、採択を求めて討論いたします。

陳情第3号です。陳情者が示すとおり、新光・朝里地区の人口は2万5,000人余りにもなり、朝里小学校や朝里中学校の規模は後志管内随一の規模となっています。しかし、公的施設がないため、子供だけではなく住民諸団体も大変苦勞しています。当該地域にまちづくりセンターの建設はどうしても必要です。

陳情第6号です。加齢性難聴は認知症の危険因子の一つであり、その予防に取り組むことは重要です。加齢性の中度難聴者の補聴器購入に国からの補助はなされていません。市独自の助成が必要です。

以上を申し上げ、討論いたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第3号について、採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第6号について、採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。